

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

678.22
3
D

678.22-0737



1200500750571

×
複写

印度支那貿易要覽

大阪商工會議所編

始



912
180

和十六年三月

佛領印度支那貿易要覽

大阪商工會議所

首 都	一	通 商 協 定	一
總 督	一	議 定 書 及 條 文	二
面 積	一	輸 入 割 當 制	三
人 口	一	輸 入 許 可 制 度	五
幣 制	一	關 稅 制 度	六
銀 行	一	關 稅 率	七
休 祭 日	一	關 稅 自 主 權	一〇
外 國 資 本 投 下 狀 況	二	外 國 人 の 入 國 及 滯 在	二
華 僑	二	外 國 人 入 國 及 滯 在 規 則	三
貿 易 狀 況	二	佛 印 向 輸 出 領 事 手 續	六
貿 易 統 計	四	佛 印 向 本 邦 輸 出 統 制	六
商 習 慣	九	輸 出 統 制 關 係 法 令	六
通 信	九	公 館 及 貿 易 幹 旋 機 關	七
		佛 印 に 關 する 參 考 書	五

首府 ハノイ (Hanoi) 人口約十三萬、特別市制を實施してゐる。

現總督 ド、クー (De Coux)

面積 七十四萬平方杆 (我國より約一割廣い)

人口 二三、八五三、〇〇〇

内佛蘭西人 四二、四三一

支那人及外人 三三、〇〇〇

幣制 佛印現行貨幣制度は金塊本位制であるが一九三六年九月のフラン貨切下により金との兌換は停止されてゐる。

貨幣單位はピヤストル (Pastre) 一ピヤストルは十フラン我約一圓である。

金貨一ピヤストルは純度九〇〇の金六五五ミリグラム、即一〇、〇三〇八グレン

爲替市場の中心地はサイゴンである。

銀行 中央銀行は印度支那銀行 (Banque de l'Indochine) である。一八七五年創立、資本金一億二千萬フランで商業、爲替、及拓殖銀行の性質も兼ね壓倒的な勢力を持つてゐる。

外國銀行中有力なるものは英國系銀行である。

休祭日 (但し佛人關係)

日曜日、新年 (一月一日)

復活祭 (三月二十一日以後の満月に次ぐ第一日曜日の翌日)

昇天祭 (復活祭後四十日目)



678.22
0.73

降臨祭（復活祭後五十日目）

國祭祝日（七月十四日）

聖母昇天祭（八月十五日）

萬聖節（十一月一日）

招魂祭（十一月二日）

降誕祭（十二月二十五日）

外國資本投資狀況

佛國資本の投下は勿論壓倒的で約百億フランと推算せられ殆んど佛國資本によつて占められてゐると云ふも過言ではない。主として鑛業、商工、金融、農業、交通方面に投下されてゐる。その他の外國資本も若干あり支那人資本も相當ある模様である。本邦の投資は商業方面に極く僅少の投資あるのみで問題にならない。

華僑

佛印に於ける華僑は總數三十五萬、佛印人口の一、五パーセント程度で出身地は主として福建廣東或は海南島である。數に於ては馬來、泰等に比して少數であるがこれら諸國に於けると同様商工業は申すに及ばず水産、交通、其他各種の仲介業金融業方面に確乎たる地盤を築いてゐる。殊に佛印の主要物産たる米と金融方面に對する華僑の勢力は絶大である。

銀行其他外國商社が言語及商習慣に不慣のため信用調査、取引交渉、貨幣の眞贋鑑定、宣傳等に當らしめるため使傭する所謂買辦なるものも華僑の獨專的職業である。

貿易狀況

一九三九年度に於ける佛印の外國貿易は輸出三億五千萬ピヤストル、輸入二億四千萬ピヤストル、輸出入總額五億九千萬ピヤストルで一億一千万ピヤストルの輸出超過である。而して貿易總額の四十二%は佛本國が占めてゐる。

912
180

る。就中農産物の本國向輸出は同年に於て米二十八%、ゴム三十五%、玉蜀黍六十一%、又輸入は織物七〇%、金屬製品七十四%、金屬五十五%で如何に本國依存度高きかを知るのである。

主要輸出品は米、ゴム、石炭、金屬、玉蜀黍、水産物等であり輸入品は織物、金屬加工品、金屬類、棉花、石油等である。

主要相手國は一九三九年度に於て輸出では佛本國が全輸出額の三二、二%で第一位、米國一一、九%、シンガポール一〇、二%、香港八、八%、英領印度七、四%等で日本は四、六%を占めてゐる。輸入にあつては佛本國の五五、九%を首位とし香港六、九%、英領印度五、〇%、蘭印四、三%、シンガポール四、二%等であり日本は一、六%を占めるに過ぎない。

本邦との貿易は昭和十四年に於て本邦よりの輸出百九十八萬一千圓これに對し佛印よりの輸入は二千六百六十五萬二千圓でその比率は實に十三對一で著しい片貿易となつてゐる。

(3) 主要國別米輸出額 (單位百萬法)

國名	1939年	1938年	1937年
佛國	391	522	465
支那	83	18	112
香港	187	166	211
英領印度	258	17	3
其他	467	297	303
計	1,386	1,020	1,094

(4) 主要國別ゴム輸出額 (單位百萬法)

國名	1939年	1938年	1937年
佛國	331	179	108
シンガポール	166	111	50
米國	405	234	167
日本	4	12	50
其他	50	85	91
計	956	621	466

(5) 主要國別石炭輸出額 (單位百萬法)

國名	1939年	1938年	1937年
佛國	20	22	24
支那	41	34	13
日本	52	42	41
其他	41	25	13
計	154	123	91

(6) 主要輸入品 (單位百萬法)

品名	1939年	1938年	1937年
織物	536	427	371
金屬類	220	192	138
金屬加工品	287	227	166
纖維類	119	97	75

佛印對外貿易額

(1) 主要國別輸出入額 (單位百萬フラン)

國名	1939年		1938年		1938年		1938年	
	輸出	輸出總額 ニ對スル 百分率	輸入	輸入總額 ニ對スル 百分率	輸出	輸出總額 ニ對スル 百分率	輸入	輸入總額 ニ對スル 百分率
佛國	1,126.7	32.2%	1,333.6	55.9%	1,346.1	47.3%	1,015.4	52.9%
英國	131.0	3.7	67.3	2.8	59.5	2.0	63.6	3.2
ドイツ	18.4	0.5	15.7	0.6	37.9	1.3	16.6	0.8
香港	308.2	8.8	166.5	6.9	281.0	9.8	143.4	7.4
支那	170.9	4.8	106.2	4.3	76.0	2.6	103.6	5.4
日本	161.8	4.6	40.1	1.6	87.0	3.0	55.6	2.8
シンガポール	357.7	10.2	100.5	4.2	276.7	9.7	63.6	3.2
英領印度	262.1	7.4	120.3	5.0	15.1	0.5	56.5	2.8
蘭印	37.7	1.0	104.5	4.3	27.3	0.9	83.7	4.3
泰國	14.0	0.4	41.2	1.7	13.7	0.4	36.0	1.8
米國	418.1	11.9	99.3	4.1	248.8	8.7	103.2	5.3
其他	488.4	13.9	186.8	7.8	375.7	13.2	175.7	9.1
計	3,495.0		2,382.0		2,844.8		1,916.9	

(2) 主要輸出品 (單位百萬法)

品名	1939年	1938年	1937年
米	1,386	1,020	1,094
玉蜀黍	345	511	467
ゴム	956	621	466
石炭	154	123	91
金屬類	121	100	80
水産物	87	81	75
果實種子	26	27	29
セメント	37	25	20
木材	29	20	18
其他	354	316	254
計	3,495	2,844	2,594

日本對佛印貿易額

(1) 本邦對佛印輸出入額 (單位千圓)

年次	輸出	輸入	入超
昭和4年	2,695	9,590	6,895
" 5年	2,412	7,887	5,475
" 6年	1,709	6,380	4,671
" 7年	2,344	5,692	3,348
" 8年	3,680	9,910	6,230
" 9年	2,654	10,621	7,967
" 10年	4,021	15,011	10,990
" 11年	4,697	20,152	15,455
" 12年	4,624	27,010	22,387
" 13年	3,082	20,301	17,219
" 14年	1,981	26,652	24,671

(2) 日本對外貿易ニ於ケル佛印ノ地位 (單位千圓)

年次	輸出			輸入		
	日本全輸出	對佛印輸出	百分率	日本全輸入	對佛印輸入	百分率
昭和4年	2,148,618	2,695	0.13%	2,216,238	9,590	0.43%
" 5年	1,469,852	2,412	0.16	1,546,070	7,887	0.51
" 6年	1,146,981	1,709	0.15	1,235,672	6,380	0.51
" 7年	1,409,992	2,344	0.16	1,431,460	5,692	0.39
" 8年	1,861,046	3,680	0.20	1,917,220	9,910	0.51
" 9年	2,171,924	2,654	0.12	2,282,530	10,621	0.46
" 10年	2,499,037	4,021	0.16	2,472,236	15,011	0.60
" 11年	2,692,976	4,697	0.17	2,763,681	20,152	0.73
" 12年	3,175,418	4,624	0.14	3,783,177	27,010	0.71
" 13年	2,685,677	3,082	0.11	2,663,337	20,301	0.76
" 14年	3,576,370	1,981	0.05	2,917,666	26,652	0.91

七

棉花	103	79	53
石油及精油	88	77	67
紙類	77	71	65
化學製品	67	48	46
自動車	74	56	38
其ノ他	811	642	543
計	2,382	1,916	1,562

(7) 主要國別織物輸入額 (單位百萬法)

國名	1939年	1938年	1937年
佛國	373	326	277
英國	76	40	21
シンガポール	56	22	33
日本	1	3	6
其ノ他	30	36	34
計	536	427	371

(8) 主要國別金屬類輸入額 (單位百萬法)

國名	1939年	1938年	1937年
佛國	121	92	70
英國	18	9	8
支那	47	74	40
米國	15	4	7
其ノ他	19	13	13
計	220	192	138

(9) 主要國別金屬加工品輸入額 (單位百萬法)

國名	1939年	1938年	1937年
佛國	212	150	121
ドイツ	8	9	8
英國	30	40	11
米國	19	12	12
日本			2
其ノ他			12
計	287	227	166

六

石	炭	13,306	12,108	12,832
其	ノ 他	12,931	6,785	5,394
計		26,652	20,301	27,010

商習慣 佛印の輸入商の輸入商品買捌先の大部分は支那人問屋であつて約三ヶ月の卸賣が普通となつてゐる。従つて輸入商の輸入爲替も三ヶ月期限のものが多く銀行は凡て自己の危険で無條件にて荷物の貸渡しをなし輸入商はまた問屋に對して無條件で貨物を引渡すのであつて輸入方面の取引は全く信用に基いてやつてゐる。

通信 本邦と佛印間は直行船でなければ書信を遞送が出来ないこととなつてゐて現在この直行船は月三回でハイフォン迄約九日を要する。

而して航空便は週一回あり所要日数は三日である。

航空郵便料は二十五毎に五十錢である。

(3) 佛印對外貿易ニ於ケル日本ノ地位 (單位百萬法)

年次	輸 出			輸 入		
	佛印全輸出	對日本輸出	百分率	佛印全輸入	對日本輸入	百分率
1929年	2,611	149	5.74%	2,602	40	1.56%
1930	1,840	98	5.33	1,811	20	1.12
1931	1,148	49	4.29	1,269	15	1.20
1932	999	63	6.33	951	9	1.00
1933	999	45	4.51	883	19	2.18
1934	1,060	40	3.86	914	22	2.45
1935	1,298	54	4.16	901	26	2.92
1936	1,708	78	4.58	974	34	3.55
1937	2,594	108	4.18	1,562	48	3.08
1938	2,844	87	3.05	1,916	55	2.89
1939	3,495	161	4.66	2,382	40	1.67

(4) 本邦主要輸出品 (單位千圓)

品名	1939年 (昭和14年)	1938年 (昭和13年)	1937年 (昭和12年)
絹織物	24	201	921
入絹織物		5	7
石炭	250	235	80
陶磁器	141	131	232
硝子及同製品	147	120	234
薄荷油	13	14	16
機械類	107	170	69
其ノ他	1,299	2,206	3,065
計	1,981	3,082	4,624

(5) 本邦主要輸入品 (單位千圓)

品名	1939年 (昭和14年)	1938年 (昭和13年)	1937年 (昭和12年)
米		5	207
採油用原料		9	52
ゴム	405	1,364	8,371
實綿及繰綿	10	30	154

TO	Ordinary per word		CDE Per word	LC per word	NLT or DLT	
	Fr.	Yen			Minimum 25 words	Per additional word
French Indo-China	2.64	1.84	1.104	0.920	15.33	0.61 $\frac{1}{3}$

無線電話料金

RATES FOR INTERNATIONAL RADIOTELEPHONE

Points of Service	Ordinary Rates for 1st 3 Minutes	Reduced Rates for 1st 3 Minutes	Cancellation Charge		Service Hours
			Pers. to Pers. Avis d'Appel	Sta. to Sta.	
French Indo-China Cholon, Phom Pen, Saigon	Y 36.00		Y 3.60	Y 1.80	10:00AM-2:00PM No Service on Sundays

X For each additional minute or a fraction thereof, one-third the initial rate is charged.

通商協定

昭和七年(一九三二年)五月十三日時の駐佛大使長岡春一氏と佛外務大臣アンドレ・タルヂユ、植民大臣ルイ・ド・シャブドレーヌ氏等によつて日本と佛印間の貿易規定を暫定的に取極めた左記要旨の日佛通商協定が成立し同年八月二十六日から実施せられてゐる。

- 一、佛印向本邦輸出品中或種土人向のものは最低税率又は一般税率から一定比率の軽減をなす。
- 二、佛印より日本向輸出品中玉蜀黍、ゴム、漆、石炭、其他は最低税率又は無税とす。
- 三、圓貨とビヤストル貨との價值變動に際しては補償附加税を課すことを得る。

本協定條文及豫定書は次の通りである。

日本國印度支那間ノ貿易規定ヲ暫定的ニ定ムル爲ノ日本國佛蘭西國間通商協定

第一條 日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル産品ニシテ附屬甲表ニ列記セラルルモノハ印度支那ヘノ輸入ニ當リ該表ニ指示セラルル所ニ從ヒ最低税率ヲ又ハ一般税率ニ對スル軽減率ヲ享有スヘシ

最低税率ノ許與ハ別國ヨリ輸入セラルル同様ノ商品カ享有シ又ハ享有スルコトアルヘキ軽減セラレタル税ノ適用ヲ包含ス
軽減率ハ一般税率ヲ基準トシテ計算セラル、基礎税率ノ變更ノ結果トシテ右軽減率ノ適用ヨリ生スヘキ税カ最低税率ノ税ヨリモ低キカ又ハ之ト均シキニ至ル場合ニハ最低税率ノ税ヲ日本國産品ニ適用スヘシ、最低税率カ斯克獲得セラルルコトアルトキハ該税率ハ本協定ノ存續中既得ノモノトシテ存スヘシ

締約國ハ本協定署名ノ日ニ於ケル印度支那現行基礎税率カ甲表ニ依リテ一般税率ニ對スル軽減率ヲ享有スル産品ニ付變更セララルコトアルヘキ場合ニハ日本國ノ輸出ニ付右變更ヨリ生スルコトアルヘキ困難ヲ友好的ニ解決スル目的ヲ以テ日本國政府ノ要求ニ基キ商議ヲ開始スヘキコトヲ約ス

第二條 直接輸送ノ規則ニ拘ラス甲表ニ列記セラルル日本國商品ハ香港又ハ上海ノ港ニ於テ積換ヘラルルトキハ該表ニ規定セラルル税率上ノ利益ヲ左ノ條件ノ下ニ享有スヘシ

一、輸送品ハ日本國ヨリノ印度支那ノ仕向港宛ノ通シ船荷證券ノ目的タルヘシ
二、右船荷證券ハ積換港ノ佛蘭西國領事官憲ニ依リ査證セラルヘク右官憲ハ積換商品カ其ノ同一性ヲ失ハシムルカ如キ何等ノ變形又ハ操作ヲモ右港ニ於テ受ケサリシコトヲ證明スヘシ

三、積換港ト船荷證券ニ定メラルル印度支那ノ港トノ間ニ於ケル輸送ハ日本國又ハ佛蘭西國ノ國旗ヲ掲ケル船舶ニ依リ行ハルコトヲ要ス

第三條 印度支那ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル產品ニシテ附屬乙表ニ列記セラルルモノハ日本國ヘノ輸入ニ當リ該表ニ指示セラルル所ニ從ヒ別國ヨリ輸入セラルル同様ノ商品カ享有シ若ハ享有スルコトアルヘキ最輕減セラレタル稅又ハ無稅ヲ享有スヘシ

第四條 甲表及乙表ニ列記セラルル產品ニ付テハ各締約國ハ本協定ノ施行中爲サルコトアルヘキ關稅上ノ分類又ハ品目表ノ變更ノ如何ニ拘ラス右表ニ定メラルル利益ノ享有ヲ保障ス

第五條 甲表ニ列記セラルル日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル產品ニシテ通過トシテ印度支那ニ入ルコトヲ許サルルモノハ別國ノ通過商品ニ適用セラルル最低稅率ヲ享有スヘシ、香港又ハ上海ノ港ニ於ケル積換ノ場合ニハ右產品ハ第二條ニ規定セラルル條件ノ遵守ノ留保ノ下ニ同一ノ利益ヲ享有スヘシ

印度支那ニ於テ適用セラルル通過稅カ輸入關稅ヲ基準トシテ定メラルルコト止ミタルトキハ甲表ニ列記セラルル產品ハ通過稅ニ關シ最惠國待遇ヲ享有スヘシ

第六條 本協定ノ規定ハ日本國ニ屬シ又ハ其ノ管治スル一切ノ地域ニ適用セラル

第七條 本協定ハ批准セラルヘク且其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換セラルヘシ

本協定ハ締約國カ合意ニ依リ定ムヘキ日ニ於テ實施セラルヘシ

本協定ハ右ノ日ヨリ一年ヲ期間トシ締結セラレタルモノニシテ暗黙ノ更新ニ依リ延長セラルコトヲ得ヘシ

本協定ハ第一年ノ終ニ於テ終了スル爲ニハ六月ノ豫告ヲ以テ廢棄セラルコトヲ要ス、暗黙ノ更新ノ場合ニ於テハ廢棄ノ豫告ハ三月トス

署名議定書

第一條ニ付

第一條第四項ニ規定セラルル商議ハ印度支那基礎稅率(一般稅率又ハ最低稅率)カ甲表ニ依リテ一般稅率ニ對スル輕減率ヲ享有スル物品ニ付並ニ(鹽酸稅番〇四四)、硫酸(稅番〇七三)、甲表ニ掲ケラレサル絹布帛(稅番四五九ノGノ第九項及H₁・H₂・I・J・Kノ第九項)、合板、普通材ノ箱、仕組板(稅番六〇三ノ四ノB)及セルロイド製小間物(稅番六四一ノ二ノ内)ニ付變更セラルコトアルヘキ場合ニ日本國及佛蘭西國政府間ニ於テ成ルヘク速カニ開始セラルヘシ

右商議ニ於テハ本協定ヨリ生スル稅率制度ノ均衡ヲ失ハサラシメンカ爲當該措置ノ採用前ニ右諸物品ニ適用セラレタル稅率上ノ條件ヲ考慮スヘシ

甲表ニ付

稅番四八ノ内ニ付最低稅率ハ汁漬ノ牡蠣ノミナラス乾燥ノ又ハ保藏ノ他ノ海產軟體動物殊ニ鮑ニモ適用セラル

稅番四九ノ内ニ付蟹ノ保藏品ハ蝦ノ保藏品ト看做サルモノトス

乾燥ノ鳥賊ハ關稅上ノ分類及最低稅率ノ適用ニ關シ乾海參ト看做サル

稅番一七四ノ四ニ付天然炭酸礦水ニ關シテハ佛蘭西國政府ハ日本國ノ原産ニ係ル天然礦水殊ニ平野水、ウイルキンソン炭酸及布引炭酸ト稱セラルル天然炭酸礦水ヲ本稅番ニ編入スルコトニ付好意ヲ以テ審査シ且印度總督府ニ之カ研究ヲ提議スヘシ

稅番〇三八一ノ五ノ内ニ付除虫菊ヲ基トスル所謂蚊取線香ハ本稅番ニ編入セラレ除蟲菊ヲ基トスル殺蟲劑ニ付規定セラルル關稅上ノ利益ヲ享有ス

稅番三一ノ内ニ付甲表ニ定メラルル規定ノ適用ハ本稅番ニ編入セラルル物品ニ付テハ當分ノ内停止セラルヘシ印度支那總督府ハ當該物品カ最低稅率ヲ享有スル爲充スコトヲ要スル條件ヲ能フ限リ模造品ヲ驅逐スルカ如ク合意ニ依リ決定スル爲印度支那駐在

日本國領事官憲ト協定スヘシ

稅番三一四ノ内ニ付最低稅率ハ醬油(大豆製ソース)ヲ基トスル製品(小片ニ切斷セラレタル蔬菜ヲ醬油中ニ保藏シタルモノ即

チ福神漬及類似品ヲ含ム)ニ適用セラル

稅番三四三乃至三四六ニ付並ニ稅番三四七ノA及Bニ付極東常用型ノ陶器又ハ磁器トハ歐羅巴ニ於テ一般ニ使用セラレサル「アジア」特有ノモノヲ謂フ右物品ノ輸入ハ印度支那總督府ノ特ニ指定スル稅關ニ依リニ非サレハ行ハルコトヲ得サルヘシ右陶器又ハ磁器ノ特徵ヲ識別スル爲ニ必要ナル見本又ハ寫眞ハ日本國政府ニ依リ印度支那總督府ニ交附セラルヘシ

右項目ハ左記ヲ包含ス

蓋附又ハ蓋ナシノ碗類、匙、痰壺、茶器、盤、直徑十五センチメートル未滿ノ皿、酒類飲料ヲ容ルル小瓶類

日本國政府ニ於テ前項ニ掲ケラレサル物品ノ右項目ニ編入セラレンコトヲ欲スル場合ニハ右政府ハ必要ナル見本又ハ寫眞ヲ印度支那總督府ニ交附スヘク右總督府ハ右見本又ハ寫眞カ極東常用型ニ該當スルモノナル限リ右編入ヲ爲スコトアルヘキコトニ付能フ限リノ好意ヲ以テ審査スヘシ

稅番三六八、三六九、三七〇及三七一ニ付並ニ稅番四〇四乃至四二七及四三二乃至四三六ノ内ニ付綿絲及綿布帛ニ付甲表ニ定メラルル四割ノ率ハ外國ヨリ來ル右商品ノ印度支那ヘノ輸入カ一定量ニ限定セラルル限リ適用セラルモノトス然ラサル場合ニ於テハ一般稅率ニ對スル輕減ハ二割トセラルヘシ

右ニ規定セラルル一定量制ハ第七條ニ定メラルル一年ノ期間前

ニ於テ終了スルコトヲ得サルヘシ

第三條ニ付

日本國ニ於テ其ノ領域ニ輸入セラルル商品ガ稅率上ノ利益ヲ享有スル爲ニハ輸出國ヨリ直接ニ來ルコトヲ要求スルコトアルヘキ場合ニハ乙表ニ列記セラルル印度支那商品ハ第二條ニ規定セラルル利益ニ該當スル利益ヲ享有スルモノトス

第七條ニ付

佛蘭西國政府ハ議會ノ承諾及共和國大統領ノ批准アル迄本協定ヲ第七條ニ從ヒ定メラルル日ニ於テ暫定的ニ施行シ得ルコトヲ宣言ス

附屬宣言

本協定書ニ署名スルニ當リ佛蘭西國政府ハ現在印度支那ニ於テハ海運事業ノ所得又ハ收益ニ對スル課稅ノ存セサルコトヲ宣言ス此ノ種ノ課稅カ印度支那ニ於テ設ケラルヘキ場合ニハ右ニ關シ日本國ノ事業ニシテ其ノ船舶カ印度支那ノ港ニ到ルモノニ適用セラルル制度ハ右事項ニ關シ佛蘭西領域ニ於テ當時日本國ノ事業ニ適用セラルヘキ制度タルヘシ相互的利益ハ印度支那ノ港ニ於テ登錄セラルル佛蘭西國船舶ニシテ日本國、其ノ屬地又ハ其ノ管治スル地域ノ港ニ到ルモノニ許與セラルルコトヲ要ス

尙同五月一三日右通商協定の署名に當り、兩締約國の全權委員の間に左の内容を有する公文の交換があつた。即ち(一)佛蘭西

國政府は、日本國産品にして印度支那に輸入さるる品目中、左記掲示のものゝみに對しては從價一割五分の率の爲替差額補償附加稅を適用するか、其他に對しては右附加稅を賦課せざるべきこと

稅番八五乾性ノ又ハ潰シテ乾シタル果實

稅番三一ノ内甲表ニ掲ケラルル化粧品(署名議定書ノ規定ヲ留保ス)

稅番三四七ノA及Bノ内極東常用型以外ノ磁器

稅番三四七ノ四食卓用(中略)磁器ニシテ「ニツケル」鍍金シタル普通金屬ノ部分ヲ有スルモノ(後略)

稅番四五九ノ内甲表ニ掲ケラルル絹布帛

稅番四六一ノ内甲表ニ掲ケラルル紙

稅番五八九煙火(爆竹ヲ含ム)

稅番五九〇及五九〇ノ二甲表ニ掲ケラルル曲木製家具

稅番六二〇ノ内甲表ニ掲ケラルルタイヤー及チューズ

但し、前記絹布帛に關しては、最低稅率として課せらるる徵收額及び本協定施行の際實施せらるる爲替補償附加稅として爲さるる徵收額との合計が、一般稅率に於て要求せらるべき稅を超過することゝなりし場合に於ては、清算は一般稅率を基礎として行はるべきものとす。

五月一三日現在に於て存する日本及印度支那間の爲替の差額が將來減少し又は消滅することある場合に於ては、補償附加稅は適

宜改正せられ又は廢止せらるるものとす。

若し佛蘭西國政府にして、右補償附加稅の廢止を企圖することあるべき場合に於ては、印度支那關稅定率表第四五九番中或種の絹布帛が課せらるることゝなつてゐる紋織又は捺染の附加稅(註一爲替差額補償附加稅に非ず)に關し、五月一三日附の協定に於て締約せられたる制度の變更を決定する爲、佛蘭西國政府は日本國政府と商議を開始することを要す。

五月一三日現在に於て存する爲替の差額が、將來増大することある場合に於ては、佛蘭西國政府は、其の法令に從ひ、前記日本國産品に對する補償附加稅の率を適宜増加し得る權能を留保す。尙右政府は必要ありたる場合に於て右増加に相當する補償附加稅を、印度支那に輸入せらるる他の日本國産品の全部又は一部に、新に適用するの權能を留保す。補償附加稅適用の基準となるべき印度支那貨ピアストルの價値は、一九三〇年五月三十一日の命令第一條に定められたるものとす(註ピアストルの價値を佛貨十法と

公定す)。

(二) 若しピアストル貨にして價値下落することあるべき場合に於ては、日本國政府は、印度支那に輸入せらるる日本國産品に對する佛蘭西國政府が適用すべき前記の措置に倣ひ、相互的に右印度支那貨の價値下落の結果を補償するが如き措置を執るの權能を留保すること。

(三) 五月一三日附の協定の締結に到達せる商議中、關稅定率表第三四七番のA及Bに編入せられたる磁器に對する稅率に對しては、先に同品目に關し佛蘭西國に於て變更せられたる一九三二年一月九日の法律を以て制定されたる新稅率を、印度支那に於て適用するの問題は留保すること。但し右法律の規定を日本國製磁器にして、歐羅巴に於て一般に使用せられず、且つ極東常用型の磁器なる名稱の下に同日附の協定に示さるるものに及ぼすことは佛蘭西國政府の意嚮に非ず。(南洋年鑑第三回版による)

輸入割當制

佛印に於ける外國製綿糸布割當制は現在も、實施せられてゐる。割當は佛本國に於て毎年半年分宛の割當量が決定せられ佛印はこれに基いてその半分の三ヶ月分宛を割當實施することとなつてゐる。

輸入許可制度

加里肥料其他には輸入許可制度が實施されてゐる。尙輸入許可制度に關聯して佛印に於ける輸入組合制度の出現に言及しなければならぬ。即ち佛印政廳では豫て輸入統制を理由として輸入組合の設定を企圖してゐたが本

年二月二日輸入組合設定に關する總督令を公布した。組合は商品別に結成するもので左記十組合が出現することとなつたのである。

一六

- 一、織物纖維製品、服飾用品、皮革
- 二、金物、機械、家政用品、電氣器具、硝子、化學製品、肥料鑛產物
- 三、紙、書籍
- 四、食料品
- 五、藥局用藥品、寫眞用品
- 六、自動車及同部分品
- 七、タイヤ
- 八、自轉車、オートバイ及部分品
- 九、礫物油
- 十、其他

而して輸入には免許を要することとし、免許は各組合に對して與へられるので輸入業者は必ずこの組合に加入して居らねば輸入權を認められないのであつて加入の資格として(資格條件ハ大阪府立貿易館情報ニヨル)

- 一、一九三七年より一九四〇年迄四ヶ年間に輸入実績を有する者で
- 二、而も一九三九年九月一日迄に設立輸入業を営みしものに限定されてゐる。

右法令の實施は我國にとつては實際問題として新しく佛印に進出せんとする邦商は勿論既に同地に在る邦人商社をも閉め出すこととなるので東亞の新事態を認めざる佛印の態度として頗る遺憾とせられ當局の善處方が要望せられてゐるのである。

關稅制度

佛印への輸出入品には大別して三種の關稅が課せられる。即ち輸出稅、輸入稅及埠頭稅である。佛本國及他の佛領植民地への輸出入品に對しては原則として無稅であること勿論である。

稅率には一般稅率と最低稅率の二種があり、無條約國には一般稅率を適用し、條約國との間には稅率協定品目に就て協定

稅率が設けられてゐる。尙輸出稅に就ては或種の商品に對しては特別稅、特許稅等が課せられてゐる。例へば輸出ゴムに對しては戰時特別稅が課せられて居り昨年十一月の稅率は一疋につき十三仙となつてゐる。又鐵鑛及マンガン鑛の輸出に當つても輸出稅の外に從價二分の特許稅が賦課せられて居り本年一月よりは亞鉛板、ウオルフオラム鑛、粃、米等の輸出に對して特別稅を設定した。埠頭稅は輸入貨物の總てに對して課せられる。

關稅率

本年一月一日から適用を見ることがとなつた佛印新關稅率は次の通りである。即ちAからV迄の二十二表より成り之に三十四類の品目を配分して表別に五分乃至十三割課稅の最低稅率を規定したものである。(外務省通商局日報)

表別	課稅品別	(說稅率最低稅率)	M
A	免稅品		六五%
B	課稅品	五%	七〇%
C	"	一〇%	七五%
D	"	一五%	一〇〇%
E	"	二〇%	一三〇%
F	"	二五%	五—五〇%又ハ無稅
G	"	三〇%	(註1)
H	"	三五%	禁止品
I	"	四〇%	單一稅品
J	"	四五%	輸出品
K	課稅品	五〇%	輸出品從價五%(穀物ゴム等ヲ除ク)
L	"	六〇%	附加稅ヲ課ス。刺繡類ハ布地ニ對スル課稅ノ外一〇%ノ
			ヲ同様賦課シテ總額五〇%以上タラシメ、又包裝費ハ

外装、内装共ニ内容品ノ課税價格ニ包含サレルガ、申告者ハ包装費ヲ別ニ課税方申告シ得ル

註2、R表ハ戦争終熄後六ヶ月後迄臨時施行サル、減税及免税品デ藥品(稅番三一六)ハ無税、窓硝子(稅番三五二)ハ五〇%

註3、U表ハ一般及最低ノ區別ナク最低稅率ノミヲ課スル單一課稅デアル。新聞及教科書印刷用紙(稅番四六一G2)一〇%賦課
註4、一般稅率ハ前記最低稅率ノ三倍デアル但シ絹織物(稅番四五九A―四五九Kヲ除ク)ハ二倍デアル

尙本稅率表によつて本邦關係品の最低稅率を掲ぐれば左の通りであるが本邦品に對しては一九三二年の協定が依然適用される。

稅番	品目	最低稅率	備考
四九九以下	絹織物	六〇―一三〇%	一九二 硫酸鐵 一五%
四五九中	人絹織物	一三〇%	一八一 J ビツチ 一五%
一九〇	石炭	無	六〇三 Quarter C 木製品 一五%
三四三	陶磁器	一五%	八四 A B 食卓用果實 一〇%
三四四	同	一五%	八三 馬鈴薯 無
三四五乃至三四七 Quarter	同	二五%	一五八 A 野 菜 無
三四八乃至三四九	硝子類	二五%	一五八 B 茶 七五%
一〇 A B	採種用原料	一〇%	一〇八

尙この佛印新稅率に關する本年一月卅一日の大阪朝日新聞の記事を參考迄に掲載する。

免稅品 動物生産品 十五品目
海産品 六品目

動物製藥品香料等 三品目
象牙類 四品目

麥牙、麥牙エキス、馬鈴薯種子、佛印産砂糖、カーオ類 三品目 一割課稅品 獸脂、魚脂類、食料品、食卓用果物、乾物、

公用阿片等 二品目 五品目 野菜、嗜好品、樹脂類、飲料藥品類、陶磁器類 百七十

規那 九品目 時計材料、機械類 二百五品目

棉花、ジエート、ラミー麻等加工用纖維 十一品目 二割課稅品 人絹糸類 七品目

蔬菜及乾物 十四品目 二割五分課稅品 綿糸、絹布、毛織物ノ大部分

大理石、石材、礦物性燃料 二十九品目 三割課稅品 香水類

金屬 二十四品目 三割五分課稅品 ハンカチ、帽子等ノ小間物、ゴム製品等

化學製品 三十四品目 四割課稅品 ガソリン等

染料 八品目 四割五分課稅品 コルセット類

顔料繪具 四品目 五割課稅品 ビール其他

血漿、種痘類、硝子、絹糸、人絹纖維 四品目 六割、六割五分、七割課稅品 主として絹織物

魚網三品目、紙、紙製品七品目、加工毛皮類 七割五分課稅品 茶

金屬工作品、五〇〇トン以上ノ船舶、各種工作品三品目 十割課稅品 レース編物其他

五分課稅品 豚、羊等家畜、葡萄酒、化學製品、麻袋各種 十三割課稅品 再工不能の織物

五十品目

とに角複雑な手数を要した従量稅が簡單な從價稅に變つたこと、稅率が概して制限され諸外國品に對する從來の禁止的な高率關稅障壁が撤廢されたことは正に畫期的な革新といはねばならない。以上二割五分あたりまでの課稅品を見ると佛印が現に最もほしがつてゐる品物が分る。そしてそれはわが日本から供給し得る品物はその大半を占めてゐるのである。

關稅自主權 佛印の關稅に就てはその自主權に關して少しく觸れなければならない。佛印は一九四一年(昭和十六年)一月一日から關稅の自主權を得たのであるが、これは完全な自主權即ち佛印が勝手に關稅率を設定したり或は固有の關稅法を制定したり出来るのではなく關稅法は佛本國が決定し、法文化するのであつて無稅輸入品目の決定、稅率の輕減等に關する佛本國の法令が佛印總督の提議に基く様になつたと云ふことである。

佛印關稅自主權に關する法律は全十二條より成り左の通りである。

- 第一條 佛印ニ關シテハ一九二八年ノ植民地關稅法及其ノ附屬法令ハ一九四〇年十二月卅一日限り廢止セラレ佛印ハ一九四一年一月一日以降左記ノ條件ノ下ニ關稅自主權ヲ認メラル
- 第二條 佛印トフランス、アルゼリヤトノ間ノ双方ノ無稅輸入品目ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ大藏、農業、工業、勞働各大臣竝ニ植民大臣ノ副署シタ命令書ニ依リ決定セラレル
- 第三條 佛印ト佛領植民地、アフリカ委任統治地トノ間ノ双方ノ無稅輸入品目ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ植民大臣ノ副署シタ命令書ニ依リ決定セラレル
- 第四條 佛印ト諸外國間ノ無稅輸入品目ハ相互主義ニ基キ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ植民大臣ノ副署セル命令ニ依リ各國別ニ決定ス
- 第五條 輸入品ニ對スル一般及最低稅率竝ニ輸入禁止ハ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ
- 第六條 佛蘭西、アルゼリヤニ輸入セラル、佛印產品ニ對スル一般及最低稅率ハ大藏大臣及植民大臣ノ副署シタ命令書ニ依リ決定セラレル
- 第七條 佛蘭西、アルゼリヤニ於ケル佛印產品ニ對スル輸入稅率ノ輕減ハ同様ノ手續ニ依リ爲スコトヲ得ル
- 第八條 佛領域及諸外國ヨリ佛印ヘノ輸入割當量ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ
- 第九條 外國產品ニシテ佛領域ニ輸入セラレタル後更ニ佛印ニ再輸出セラレタル場合又ハ其ノ逆ノ場合ニハ稅率ノ差額ヲ課稅スベシ
- 第十條 輸出禁止ハ原則トシテ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ
- 第十一條 輸入品ニ對スル免稅及課稅輕減ハ直接輸送タルコト及適法ナル生産證明アルコトヲ前提トス
- 第十二條 本法細則ハ植民省令ニ依ルモノトス
- 第十三條 佛領域及諸外國ヨリ佛印ヘノ輸入割當量ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ
- 第十四條 佛印ト諸外國間ノ無稅輸入品目ハ相互主義ニ基キ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ植民大臣ノ副署セル命令ニ依リ各國別ニ決定ス
- 第十五條 輸入品ニ對スル一般及最低稅率竝ニ輸入禁止ハ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ
- 第十六條 佛蘭西、アルゼリヤニ輸入セラル、佛印產品ニ對スル一般及最低稅率ハ大藏大臣及植民大臣ノ副署シタ命令書ニ依リ決定セラレル
- 第十七條 佛蘭西、アルゼリヤニ於ケル佛印產品ニ對スル輸入稅率ノ輕減ハ同様ノ手續ニ依リ爲スコトヲ得ル
- 第十八條 佛領域及諸外國ヨリ佛印ヘノ輸入割當量ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ
- 第十九條 外國產品ニシテ佛領域ニ輸入セラレタル後更ニ佛印ニ再輸出セラレタル場合又ハ其ノ逆ノ場合ニハ稅率ノ差額ヲ課稅スベシ
- 第二十條 輸出禁止ハ原則トシテ植民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ
- 第二十一條 輸入品ニ對スル免稅及課稅輕減ハ直接輸送タルコト及適法ナル生産證明アルコトヲ前提トス
- 第二十二條 本法細則ハ植民省令ニ依ルモノトス

不可抗力ノ場合ニハ佛印總督ニ於テ臨時有効ノ禁止措置ヲ爲スコトヲ得

第十一條 輸入品ニ對スル免稅及課稅輕減ハ直接輸送タルコト及適法ナル生産證明アルコトヲ前提トス

但シ佛印總督ハ一定ノ輸入品及通路ニ關シ前記直接輸送ニ對スル例外措置ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本法細則ハ植民省令ニ依ルモノトス

(外務省通商局日報)

外國人の入國及び滞在 佛印への入國に就ては一九三三年八月卅一日附大統領令で嚴重な規定を設けてゐる。以下印度支那入國滞在規則條文の抜萃を掲載する。

- 印度支那入國滞在規則條文
- 第一章 省 略
- 第一條 乃至第五條省略
- 第二章 外國人ノ印度支那入國規定
- 第六條 印度支那ヘノ入國竝ニ滞在ニ關シ外國人ヲ左ノ二種ニ分ツ
- 一、非移民外國人
- 二、移民外國人
- 左ニ掲グル者ハ本令ノ適用上非移民外國人トス
- 一、滞在期間ノ如何ヲ問ハス外國領事館員竝ニ其ノ家族及隨員
- 二、本國政府ノ許可ヲ得テ印度支那ニ渡來スル外國ノ官吏、雇員、代理者竝ニ其ノ家族ニシテ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナキ者、滞在期間ハ地方長官ノ許可ヲ得テ三箇月毎ニ更新スルコトヲ得
- 三、通過旅行者竝ニ最終目的ニ赴ク爲ノ船待旅行者ニシテ其ノ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナキ者
- 四、復航切符ヲ有スル觀光客、第五條ニ規定セル官憲ハ觀光客ノ資格ヲ有スト主張スル旅行者ヨリ各種ノ證據書類ヲ徵スルコトヲ得、如何ナル場合ニ於テモ四等旅客ハ觀光客トシテ取扱ハルルコトナシ

五、業務開設ノ爲渡航スル商店代表人、銀行家、商人、實業家
農場所有者ニシテ其ノ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナク、
且營業鑑札ノ發給ヲ必要トスル商行爲ヲ爲ササル者、尙右ニ
掲ケタル者ハ其ノ業務ニ關スル諸規則ノ拘束ヲ受クルハ勿論
ナリ

第七條 非移民外國人ハ佛蘭西外交官又ハ領事官ノ查證シタル旅
券ヲ提示シタル後印度支那ニ入國スルコトヲ得、但シ特別取極
メニヨリ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 非移民查證ヲ請求スル一切ノ外國人又ハ查證ヲ要セサル
外國人ニシテ、非移民ノ資格アルコトヲ主張セント欲スル者ハ
其ノ本國ナレハ佛蘭西領事官憲ニ又ハ佛蘭西ニ居住スル場合ハ
本國領事官憲ニ本令附屬ノ様式第三ニ基キ正副二通ノ申告書ヲ
提出シ第六條ニ規定セル條件ヲ滿タセル者ナルコトヲ證明スヘ
シ

右申告ノ虚偽其ノ他ニ就テハ第二五條ニ規定シタル處罰ヲ受ク
ルモノトス

前項ノ申告書ノ一通ハ此等官憲ニ於テ保存シ、ソノ申告ヲ検査
シタル後必要アレハ乗船許可書ヲ作成ス、他ノ一通ハ乗船許可
書ト共ニ旅行者ニ返戻ス、此ノ申告書ハ到着ノ際ニ關シ指定
セラレタル官憲ニヨリ取調ヘラルルモノトス

領事官憲ニ依リ查證セラレタル申告書及ヒ乗船許可證ヲ受取ラ

適當ト認ムル様式ニ依リ作成發給セララルルモノトス本項ノ書
類ハ出發前三箇月以内ニ作製セラレタモノナルコトヲ要ス

三、佛蘭西官憲又ハ本國官憲ノ公認スル醫師ニ於テ移民ノ從事
セントスル勞働又ハ職業ニ不適當ナル何等ノ疾病又ハ廢疾ヲ
有セサル旨ヲ證明シタル最近ノ健康診斷書ヲ提出スルコト

出發カ佛蘭西ノ一港ニ於テ行ハルル場合

第二條ノ規定ニ從ヒ其ノ本國ヘノ歸還ニ必要ナル金額、男子ハ
甲板船客運賃、女子並ニ十五歳以下ノ小兒ハ三等運賃ヲ汽船會
ニ寄託シテ領收書ヲ受ケ右金額ヲ寄託シ得サル場合ハ時宜ニ依
リ其ノ歸國旅費ヲ徵スル旨ノ領事ノ保證書ヲ提出スルモノトス
出港カ外國ノ一港ニ於テ行ハルル場合

會社ニハ領事官憲ノ取計ニヨリ左ノ場合ニノ移民ハ印度支那
ニ上陸ヲ許可セラルル旨通知セラレヘシ
時宜ニ依リ其ノ歸國旅費ヲ供スル旨ノ本國領事ノ保證書ノ携帶
者ナルコト

汽船事務長ニ歸國旅費ヲ寄託シタル船客ナルコト

此ノ金額ハ領收書引換ニ上陸港ノ印度支那官憲ニ交付セララル
モノトス

印度支那ニ入國ヲ許可セラレサル場合ハ移民ニ依リテ支拂ハレ
タル歸國旅費ハ汽船會社ノ取得トナルモノトス

印度支那總督ハ總督令ヲ以テ外國人ノ國籍ニ從ヒ寄託スヘキ金

スシテ旅行者ヲ乗船セシメタル場合、該旅行者カ入國ヲ許可セ
ラレザリシ時ハ其ノ歸國費ハ汽船會社ノ負擔トス

第九條 上記ノ規定ニ從ハサル一切ノ非移民外國人ニシテ第六條
ニ規定セル種類ノ船客ニ屬スルコトヲ證明シ得ズクハ第一一
條ニ規定セル證據書類及ヒ保證ナキ場合ハ上陸ヲ許可セサルモ
ノトス、此ノ場合歸國費ハ全額本人ノ負擔トス

第一〇條 左ニ掲ケタル者ハ本令ノ適用上移民外國人トス

一、印度支那ニ於テ職業又ハ工業ヲ營ム目的ヲ以テ渡航スル外
國人

二、印度支那ニ於ケル商業工業農業又ハ鑛業上ノ支配人、傭人
監督若クハ職工トシテ勞務ニ従事スルタメニ渡航スル外國人

並ニ家内勞働ニ従事スルタメ又ハ勞働者トテシテ渡航スル者

三、一般ニ第六條ニ明示シタル如何ナル階級ニモ屬セサル一切
ノ外國人

第一一條 移民外國人ハ印度支那入國ノ許可ヲ得ル爲左ノ要件ヲ
具備スルコトヲ要ス

一、又七條ニ規定シタル特別取極メアル場合ノ他佛蘭西外交官
又ハ領事官ノ正式查證アル旅券所持者タルコト

二、其ノ本國ニ出テ犯罪人名簿抄本ヲ交付スル規定アル場合ハ
該抄本ヲ提出シ、然ラサル場合ニハ之ニ代ルヘキ公式書類又
ハ申告書ヲ提出スヘシ、右書類ハ旅券ニ查證ヲ與フル官憲ノ

額ヲ定メ該金額カ如何ナル條件ヲ以テ豫算中ニ繰入ラレ又本
人ニ返戻シセラルヘキヤヲ定ム

第一二條 上記ノ規定ニ從ハサル爲港ニ於テ上陸ヲ許可セラレサ
ル一切ノ移民外國人ニシテ要求セラレタル證據書類ヲ提出シ得
ス若クハ歸國旅費ノ支拂ヲ拒ム場合ニハ、歸國旅費ノ支拂ヲ要
求セシテ該旅行者ヲ乗船セシメタル汽船會社ハ自己ノ費用ヲ
以テ歸國セシムルモノトス

本則ハ廣州灣ニ赴ク移民外國人ニモ適用ス、印度支那ノ一港ヨ
リ右地ニ向ヒ乗船スル非移民外國人及ヒ移民ニ要求スヘキ條件
ハ總督令ヲ以テ定ム

第三章 印度支那ニ於ケル外國人ノ居住ニ關スル件

第一三條 十五歳以上ノ一切ノ移民ハ其ノ到着後四十八時間内ニ
外國人取締廳又ハ地方廳若クハ其ノ支廳署ニ出頭シ身分證明票
ノ下付ヲ出願スヘシ右出願ニ對シ受付證ヲ本人ニ交付ス

願書ニハ別ニ半分ノ寫眞四葉ヲ添付シ且身分票三通ノ作製ニ必
要ナル左ノ事項ヲ申告スヘシ

姓名、國籍、年齢、出生ノ場所、親子關係、職業、在籍地、居
所、身許證明書、家庭境遇、配偶者ノ姓名、年齢及ヒ國籍、子
女ノ名、年齢及居所、外國ニ於ケル履歴及ヒ最終ノ住所並植民
地ニ於ケル履歴

移民カ申告ノ眞正ノ證據トシテ提出シタル書類ニシテ身許關係

ニ付不充分ナリト認メララル時又ハ移民ノ本國ニ於ケル戶籍制度カ其ノ領土ノ全面ニ適用セラレ居ラサル時ハ本條第二項ニ規定シタル身分票ニ添付ノ票券三葉ニ指紋ヲ徵スルモノトス

第一六條 非移民外國人ノ交通ハ自由トス、但シ總督ハ單獨若クハ總括的警察手續ニ依リ外國移民ノ往來ヲ規律シ且ツ移民非移民ヲ問ハス一切ノ外國人ニ對シ一定ノ地域又ハ場所ニ近接シ若クハ滞在スルコトヲ禁止シ又ハ同地ヨリ退去ヲ命スルコトヲ得

身分證明票ノ作製發給ヲ爲ス外國人取締廳ニ送達ス

第一七條 土地、家屋所有者、旅館主ハ其ノ土地又ハ建物内ニ移民外國人並非移民外國人ヲ宿泊居住セシメタルトキハ二十四時間内ニ其ノ旨ヲ外國人取締廳、地方廳又ハ支廳署ニ届出ツヘシ

身分證明票附屬ノ紙片ハ該檢證ノ記載ニ之ヲ當ツ、檢證ハ外國人取締廳及地方廳若クハ支廳署ニ備ヘ付ノ特別登錄簿ニモ亦之ヲ記載ス

素人下宿ヲ經營スル者及一般ニ外國人ヲ宿泊セシムル者ニシテ旅宿業ヲ本業トセサル場合ニ於テモ亦前項ニ同シ、何人ト雖モ本令ニ規定セラレタル身分證明票ヲ携帯セサル外國人ヲ雇傭スルコトヲ得ス

身分證明票並ニ前項特別登錄簿ノ様式ハ總督令ヲ以テ之ヲ定ム

第一八條 地方長官ハ其ノ管轄區域内ニ於テ移民若クハ非移民タルヲ問ハス外國人カ死亡シタルトキハ之ヲ外國人取締廳ニ通知スヘシ、地方取締廳ハ之ヲ總督府内中央部ニ報告ス

第一五條 身分證明票ハ印度支那在留許可書トス
該票ハ何時ニテモ官憲ノ請求ニ應ジ之ヲ提示スヘシ
身分證明票ハ外國人滞在ニ關スル現行法規ノ遵守ヲ怠ルカ又ハ所要ノ保證ヲ曠缺スルニ至リタル時ハ之ヲ沒收スルコトヲ得
身分證明票ノ下付ヲ拒否セラレ又ハ沒收セラレタル場合ハ外國人ハ八日ノ期間内ニ印度支那ノ領土ヲ退去スヘシ、但シ該期間ハ情狀ニ依リ地方長官ノ上申ニ基キ總督ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得

第一九條 身分證明票ハ一期二箇年間有效トス、但シ期間ノ開始年度ヲ全年トシテ右期間ヲ計算ス
期間經過後ノ身分證明票ハ效力ナキモノトス
更新ノ出願ハ身分證明票有效ノ最終期年滿了後最初ノ三箇月内ニ第一三條ニ掲ケタル官廳ニ之ヲ提出スヘシ、該期間經過後ニ

在リテハ更新セサル身分證明票ノ名義人ハ不正規ノ状態ニアル者ト看做ス

達ス
第二三條 如何ナル外國人ト雖モ印度支那ニ於テ左ノ職業ニ従事スルコトヲ得ス

第二〇條 身分證明票ヲ喪失シタルトキハ第一三條ニ規定スル様式ニ依リ副本ナル旨ヲ記載ス

通關代理人
船舶運送業及海上運送代理業
通信業及請願巡查
移民取扱業
周旋業

第二一條 身分證明票(正本若クハ副本)ヲ交付シ又ハ之ヲ更新スル場合ニハ身分證明票ノ名義人ノ居住スル該州豫算ノ收益ノ爲料金ヲ徵收ス、該料金ハ植民地財政制度ニ關スル一九一二年一月三〇日附大統領令第七四條B項ニ規定スル條件ニ基キテ定メラルモノトス

旅館業及遊戯飲食店(但シ植民地ニ五ヶ年滞在シ、一九一九年一月二九日附印度支那ニ於ケル飲料品販賣規則ニ關スル大統領令ノ規定ニ從ヘル外國人ヲ除ク)
武器彈藥商

身分證明票ハ前項ノ料金ノ支拂ニ對スル領收書ヲ本人ヨリ提出スルニ非サレハ之ヲ下付セス該料金ノ支拂ハ特別印章ヲ以テ身分證明票第一頁ニ記載ス

「ラヂオ」電氣器具並ニ附屬品製造又ハ販賣業
印刷業

後見人ヲ有スル數人ノ未成年ノ子女カ數個ノ家族ニ屬シ右身分證明票料金ノ支拂カ實際ニ於テ其ノ父母ノ負擔トナル場合ニハ之ヲ免除スルコトヲ得

本條ノ規定ハ外國人カ教育施設ヲ開設シ得ルノ條件ヲ定メタル現行法令ニ牴觸スルコトナシ

第二二條 如何ナル外國人ト雖モ其ノ業務地ノ市町村役場、地方

第二四條ノ規定ニ基キ佛蘭西人ノ名稱又ハ之ト類似若クハ同様名稱ノ使用ヲ認メラレサル會社ハ第二二條並ニ第二三條ノ規定ニ依リ外國人ニ課セラルル義務並ニ制限ニ從フ

廳又ハ支廳署ニ届出ヲ爲スニ非サレハ印度支那ニ於テ商業、工業又ハ自由職業ニ従事スルコトヲ得ス、若シ本店所在地ヲ變更シタル場合ハ其ノ新舊兩所在地ニ於ケル前記官署ニ届出ヲ爲スヘシ、各届出ハ之ヲ市町村役場又ハ地方官廳ニ備付ノ特別登錄簿ニ登錄ス、前項ノ登錄又ハ變更ハ之ヲ地方外國人取締廳ニ通

第二四條 佛蘭西ノ國籍ヲ有スル工業家及商人並ニ佛蘭西人ノ屬有ニ係ル事業ノ經營ヲ爲ス者ニ限り佛蘭西人ノ名稱又ハ一切

ノ他ノ類似若クハ同様ノ名稱ノ執レタリトモ之ヲ公然使用スル
コトヲ得會社ノ重役會々長、專務取締役、支配人、代表社員、
會計検査役並ニ合名會社ニ在リテハ社員、業務執行社員若クハ
役員會ノ過半数カ佛蘭西ノ國籍ヲ有スル場合ニ限り佛蘭西會社
ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同様ノ名稱ヲ使用スルコトヲ
得

第四章 罰 則

第二五條 佛蘭西人、佛蘭西領民又ハ佛蘭西保護領民ニシテ本令
第二條ニ規定シタル義務ヲ免レンカ爲虚偽、不完全又ハ不正確
ノ申告ヲ爲シタル者ハ五〇〇法以上一、〇〇〇法以下ノ罰金及
ヒ六箇月以上一箇年以下ヲ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス
外國人ニシテ第一條ニ規定シタル義務ヲ免レンカ爲第八條所
定ノ申告ニ付虚偽、不完全又ハ不正確ノ手段ニ出テタルトキ亦
前項ニ同シ

第二六條 印度支那ニ入國ヲ拒否セラレタル者ニシテ本令ノ規定
ニ準セス欺罔又ハ其ノ他ノ手段ニヨリ入國シタル者ハ一〇〇法
以上五〇〇法ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁錮ヲ併科シ又
ハ其ノ一ニ處ス

前項ノ者ノ印度支那人國ニ關シ之ヲ幫助シタル者、故意ニ其ノ
入國ヲ容易ナラシメタル者並ニ第三三條ノ規定ニ違反シタル者
亦同シ過失ニ依リ右入國ヲ容易ナラシメタル者ハ一法以上十五

法以下ノ罰金及一日以上五日以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ
處ス

本條第一項ノ刑罰ハ現行法令ノ定ムル衛生規定ニ違反シタル旅
行者ニモ適用ス

第二七條 第一三條、第一四條、第一五條、第二二條、第二三條

第二四條ノ規定又ハ第一六條所定ノ禁止ニ違反シタル外國人ハ

一〇〇法以上五〇〇法以下ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁

錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス

會社法ノ規定ニ依ル責任アル會社代表者ニシテ本令第二四條第

二項ノ規定ニ違反シ佛蘭西人ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ

同様ノ名稱ヲ不當ニ使用シタル者亦同シ

第二八條 外國人ヲ宿泊セシメタル旅宿業者又ハ個人ニシテ第一

七條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五〇法以上二〇〇法以下ノ

罰金ニ處ス

第二九條 身分證明票ヲ偽造、抹消、改竄、變造若クハ貸與セラ

レタル身分證明票ヲ使用シタル者、身分證明票ニ假名ヲ引用シ

タル者、假名ニ依ル身分證明票ノ下付ヲ受クル爲共助シタル者

又ハ自己以外ノ名義者ニ對シ下付セラレタル身分證明票ヲ使用

シタル者ハ刑法第一五三條及第一五四條第一項、第二項ヲ適用

ス

第三〇條 本令ニ掲ケタル一切ノ違反ニハ刑法第四六三條ヲ適用

ス、本令ニ定メタル刑罰ハ外國人ニ關スル限り一八七四年五月
二九日附法律ニ因ル總督ノ追放權ヲ妨ケス

第五章 附則並一般規定

第三一條 佛蘭西人職員及軍人ヲ除キ印度支那ニ到着スル一切ノ
旅行者ハ附屬様式(第五號)ニヨリ申告用紙ニ必要事項ノ記入
ヲ爲スヘシ

船舶ニヨリ到着スル場合ニハ用紙ハ船舶關係官廳ヨリ之ヲ本人
ニ交付シ其ノ上陸前記入スルコトヲ要ス

其ノ他ノ通路(陸路又ハ空路)ニヨリ到着スル場合ハ之ニ關シ
總督ノ指定シタル官署ニ於テ之ヲ履行スヘシ

第三二條 雇主及使用人間ノ關係ヲ規定セル第四條ノ規定ヲ留保
シ凡テ本令ニ從ヒテ他人ノ臨時歸國費ノ支拂ヲ保證シタル者ハ
其ノ保證ヲ撤回シ使用人ニ對スル全部ノ義務ヨリ解除セラルル
コトヲ得、此ノ場合ニハ、或ハ保證金ヲ支拂ヒタルコト、或ハ
地方長官ニヨリテ許可セラレタル新保證義務ヲ第三者ニ負ハシ
メタルコト或ハ又自ラノ取計ヒニヨリ又ハ書留便ニテ使用人ニ
通知シテ歸國旅費ヲ交付シタルコト等ノ證明書類ヲ提出スルコ
トヲ要ス、使用人ノ歸國ニ對シテハ右ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ
起算シテ一箇月間ノ猶豫ヲ與フルモノトス、使用人ニ於テ歸國
ヲ拒絶スル場合ニハ職權ヲ以テ(必要アレバ追放ノ處分ニ依リ)
歸國セシム、如何ナル場合ニ於テモ此ノ歸國ハ保證人ノ費用ヨ

リ或ハ上記期限ノ滿了後或ハ如何ナル原因タルヲ問ハス、追放
命令ノ本人又ハ保證人ヘノ通知後成ルヘク速カニ行ハルモノ
トス

追放ノ場合ヲ除キ前記ノ期間内ニ使用人カ規定ノ寄託金ヲ支拂
フカ又ハ地方長官ニヨリテ許可セラレタル新保證ヲ提出スル時
ハ此ノ限リニアラス

第三三條 雇主カ名義ノ如何及期間ノ幾何タルヲ問ハス、第三者

ニ依リテ既ニ歸國旅費支拂ノ保證セラレ居タル代理人ヲ雇備ス

ルトキハ雇主ハ當然其ノ代理人ノ歸國旅費保證人トナルモノト

ス、若シ其ノ個人的保證カ地方長官ニ依リ許可セラレサリシ時

ハ直チニ規定ノ保證金ヲ支拂フコトヲ要ス

初ノ保證カ第三二條規定ノ條件ニ於テ解除セラルルハ新雇主ノ

保證ノ確認セラレタル後、又ハ新雇主カ其ノ使用人ノ爲ニ規定

ノ保證金ヲ支拂ヒタル後トス

雇主カ此等ノ義務ヲ履行セサル時ハ租税法ニ依リ強制セラレ又

第二六條第二、第三項ノ刑罰ヲ受クルモノトス

第三四條 港内碇泊中ノ船舶乗組員カ上陸セントスル時ハ船長ノ

署名アル身分證明書ヲ携帯スルコトヲ要ス

第三五條 本令ノ規定ハ印度支那總督ノ取計ヒニヨリ印度支那ニ

於ケル外國ノ領事、領事館員、及汽船會社代表者ニ對シ通告セ

ラルヘシ

第三六條 本令ハ印度支那ニ於テ公布ノ日ヨリ三ヶ月後ニ施行ス
個人マタハ會社ニシテ本令公布前ニ第二十四條ノ規定ニ違反シ
佛蘭西人ノ名稱マタハ一切ノ他ノ類似若クハ同様ノ名稱ヲ用ヒ
タルモノハ本令ノ規定ニ從據スルタメ公布ノ後一箇年ヲ猶豫ス

本令ノ規定ハ印度支那土着民ニ對シテモ亦現行印度地方法規ノ
規定ニ基キ協會ヲ組織スルコトヲ許可セラレ居ル外國人ニ對シ
テモ適用セラルルコトナシ、但シ外交條約ニヨリ留保アル場合
ハ此ノ限りニ在ラス

第三七條 一九二九年六月三〇日附大統領令第二三條ニヨリ本令
第二三條ニ舉ケタル職業ニ對シテ與ヘラレタル許可ハ總督ニヨ
リ取消サレサル限り有效トス

第四〇條 本令ノ規定ニ牴觸スル規定特ニ一九二九年六月三〇日
ノ規定ハ之ヲ廢止ス
第四一條 本令適用上ノ細則ハ印度支那總督令ヲ以テ定ム

第三八條 外國人ヲ以テ編制セラレタル佛國軍隊ニ勤務スル外國
軍人ハ本令ノ適用上第一條ニ規定セル佛國軍人ニ準ス第三九條

(南洋年鑑第三回版による)

領事館手續

原產地證明書 三通(内二通返却)領事館特定用紙、用紙代一冊五〇錢

商業送狀 二通

査證料、無料

記載用語、英語ニテモ可

記載單位 度量衡—メートル法

貨幣—圓 貨

佛印向本邦輸出統制

佛印向輸出に就ては商工省告示第八百九十八號、商工省令第百十五號及び商工省告示第十一號
に依り指定輸出品を輸出する場合は必ず指定された輸出調整機關を通じて行はねばならぬこととなつてゐる。調整機關

は次の通りであるが例へば麥芽の輸出は日本南洋雜貨輸出組合を通じ、豆類は北海道豆類輸出組合の統制に従はねばな
らぬのである。

佛印向輸出は尙右の他大藏省關係の制約も受けてゐる現状であるから積出契約に當つては關係各方面に就て充分研究す
ることが肝要である。

佛印向輸出調整機關

- | | | | |
|----|--------------|----|----------------|
| 1 | 日本南洋雜貨輸出組合 | 15 | 日本除虫菊輸出組合 |
| 2 | 北海道豆類輸出組合 | 16 | 日本貿易振興株式會社 |
| 3 | 日本澱粉輸出組合 | 17 | 日本綿糸布南洋輸出組合 |
| 4 | 日本罐詰輸出組合 | 18 | 日本毛糸輸出組合 |
| 5 | 日本海陸產輸聯所屬組合 | 19 | 日本絹人絹糸布輸聯所屬組合 |
| 6 | 日本茶輸出組合 | 20 | 日本ステールファイバ輸出組合 |
| 7 | 帝國麥酒輸出組合 | 21 | 護謄製品輸出振興株式會社 |
| 8 | 日本皮革製品輸出組合 | 22 | 日本輸出自轉車販賣株式會社 |
| 9 | 纖維製品輸出振興株式會社 | 23 | セルロイド輸出振興株式會社 |
| 10 | 日本植物油油槽輸出組合 | 24 | 日本毛皮輸出組合 |
| 11 | 日本薄荷輸出組合 | 25 | 大日本陶磁器輸聯所屬組合 |
| 12 | 日本石鹼輸出組合 | 26 | 硝子製品輸出振興株式會社 |
| 13 | 日本工業藥品輸出組合 | 27 | 日本セメント輸出組合 |
| 14 | 日本合成染料輸出組合 | 28 | 日本工作機械輸出組合 |

- 29 日本電氣機械輸出組合
- 30 日本自動車輸出組合
- 31 日本合板輸出組合
- 32 日本輸出木箱統制株式會社

- 33 日本刷子輸出組合
- 34 日本スライド、フラスノ輸出振興株式會社
- 35 日本毛織物輸出組合
- 36 日本農機具輸出組合

又昭和十六年一月十八日附商工省告示第二十五號（二月五日附同省告示第八十五號ニヨリ改正）によつて佛印に向け一定商品以外の商品を輸出する場合には日本南洋雜貨輸出組合の統制に従はねばならぬ。但し昭和十六年一月商工省告示第十一號に記載の商品を輸出する場合はこの限りではない。

参 考

- 1. 商工省告示第八百九十八號
- 2. 商工省令第百十五號
- 3. 商工省告示第十一號
- 4. 商工省告示第二十五號
- 5. 商工省告示第八十五號
- 6. 日本南洋雜貨輸出組合統制要綱

指定シタルモノ（以下輸出品ト稱ス）ハ商工大臣ノ指定シタル（以下輸出調整機關ト稱ス）又ハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ買受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件
（昭和十五年十二月二十九日商工省令第百十五號）
昭和十二年法律第九十二號第一條、第二條及第三條ノ規定ニ依リ南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件左ノ通定ム

第二條 輸出調整機關ハ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セシトスルコトキ亦同ジ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

ルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 買受手續、輸出手續、輸出委託手續及販賣手續ニ關スル事項
二 買受價格、輸出價格、委託輸出價格及販賣價格ニ關スル事項
三 輸出代金及委託輸出代金ノ決済ニ關スル事項
四 託手數料ニ關スル事項
五 其ノ他委託輸出及販賣ノ條件ニ關スル事項

一 御料品
二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品
四 官廳ノ輸出ニ係ル物品
五 手荷物、引越物又ハ船用品
六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品
七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品

第四條 輸出調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條 輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ買受ケルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

前項ノ計畫ヲ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ
商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提出スベシ

第五條 第一條ノ規定ハ指定輸出品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當ス

第七條 輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品ノ輸出ヲ爲シタルトキ

ハ遲滞ナク其ノ品名、價格、數量及價額茲ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ輸出調整機關ニ提出スベシ

第八條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定輸入品ト稱ス)ハ商工大臣ノ指定シタル者(以下輸入調整機關ト稱ス)又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 輸入調整機關ハ指定輸入品、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

第十條 前條第一項ノ規程ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
一 輸入ノ手續、輸入委託手續及販賣手續ニ關スル事項

五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且ツ其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十三條 輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントストキハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證セル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十四條 輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ノ輸入ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ品名、價格、數量及價額並輸入ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入シタルコトヲ證セル書面ヲ添附シ之ヲ輸入調整機關ニ提出スベシ

第十五條 第八條、第九條及前二條ノ規定ハ第八條ノ規定ニ依リ物品ノ指定アリタル際現ニ輸入契約済ノ指定輸入品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

附 則
本令ハ昭和十六年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

二 輸入價格、委託輸入價格及販賣價格ニ關スル事項
三 輸入代金及委託輸入代金ノ決済ニ關スル事項
四 委託手續料ニ關スル事項
五 其ノ他委託輸入及販賣ノ條件ニ關スル事項

第十一條 輸入調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及ビ十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントストキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第十二條 第八條ノ規定ハ指定輸入品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ
一 第五條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品
二 官廳ノ輸入ニ係ル物品
三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品
四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

佛領印度支那
商工大臣 小林 一三

一	佛領印度支那ニ對スル指定輸出品及輸出調整機關	輸出品	名	輸出調整機關
一五	麥芽			日本南洋雜貨輸出組合
二	豆類			北海道豆類輸出組合
二二	澱粉類			日本澱粉輸出組合
三〇	別號ニ掲ゲザル穀物及種子(醫藥用ノモノヲ除ク)			日本南洋雜貨輸出組合
三一	蔬菜、果實及核子(罐詰、罐詰及壺詰ノモノ並ニ乾蔬、茶類及海藻類ヲ除ク)			同右
三二	罐詰、罐詰及壺詰ノモノ			日本罐詰輸出組合
三三				

三二	茶	日本海陸產物輸出組合 聯合會所屬組合	五九ノ二	鳥卵液及鳥卵粉	同右
三三	菓子	日本茶輸出組合	六〇	礦水、曹達水、其ノ他砂糖 又ハ酒精ヲ含マザル諸飲料	同右
三四	菓子	日本南洋雜貨輸出組合	六三	麥酒	帝國麥酒輸出組合
三五	菓子	日本南洋雜貨輸出組合	六七	別號ニ掲ゲザル飲食物	日本南洋雜貨輸出組合
三六	菓子	同右	六八	煙草	同右
三七	菓子	同右	七三	革製品(別號ニ掲ゲザルモノ) (二ヲ除ク)	日本皮革製品輸出組合
三八	菓子	同右	七三ノ内	帽子用裏革(模造革ヲ含ム)	織維製品輸出振興株式會社
三九	菓子	同右	九五	植物性揮發油	日本植物油油槽輸出組合
四〇	菓子	同右	九五ノ内	一 芳香性ノモノ(薄荷油ヲ除ク)	同右
四一	菓子	同右	一〇七	薄荷油	日本薄荷輸出組合
四二	菓子	同右	一〇八	魚油及鯨油	日本南洋雜貨輸出組合
四三	菓子	同右	一一七	獸脂	同右
四四	菓子	同右	一一八	石鹼	日本石鹼輸出組合
四五	菓子	同右	一一九	薰香ヲ付シタル油、脂、蠟 及其ノ製品	日本植物油油槽輸出組合
四六	菓子	同右	一二一	人參	日本南洋雜貨輸出組合
四七	菓子	同右	一四八	硫黃	日本工業藥品輸出組合
四八	菓子	同右	一四九	黃磷、赤磷及硫化磷	同右
四九	菓子	同右	一五二	亞鉛粉	日本南洋雜貨輸出組合
五〇	菓子	同右	一五三	硼酸	同右
五一	菓子	同右	一五四	醋酸	日本工業藥品輸出組合
五二	菓子	同右			
五三	魚介類	日本罐詰輸出組合			
五四	魚介類	日本南洋雜貨輸出組合			
五五	魚介類	同右			
五六	魚介類	同右			
五七	魚介類	同右			
五八	魚介類	同右			
五九	魚介類	同右			
六〇	魚介類	同右			
六一	魚介類	同右			
六二	魚介類	同右			
六三	魚介類	同右			
六四	魚介類	同右			
六五	魚介類	同右			
六六	魚介類	同右			
六七	魚介類	同右			
六八	魚介類	同右			
六九	魚介類	同右			
七〇	魚介類	同右			
七一	魚介類	同右			
七二	魚介類	同右			
七三	魚介類	同右			
七四	魚介類	同右			
七五	魚介類	同右			
七六	魚介類	同右			
七七	魚介類	同右			
七八	魚介類	同右			
七九	魚介類	同右			
八〇	魚介類	同右			
八一	魚介類	同右			
八二	魚介類	同右			
八三	魚介類	同右			
八四	魚介類	同右			
八五	魚介類	同右			
八六	魚介類	同右			
八七	魚介類	同右			
八八	魚介類	同右			
八九	魚介類	同右			
九〇	魚介類	同右			
九一	魚介類	同右			
九二	魚介類	同右			
九三	魚介類	同右			
九四	魚介類	同右			
九五	魚介類	同右			
九六	魚介類	同右			
九七	魚介類	同右			
九八	魚介類	同右			
九九	魚介類	同右			
一〇〇	魚介類	同右			

一五六	蓆酸	同右	一八二	明礬	同右
一五七	酒石酸	同右	一八八	鹽化アムモニウム	同右
一五八	サリチール酸	同右	一九〇	炭酸アムモニウム及重炭酸 アムモニウム	同右
一五八ノ二	アスピリン	日本南洋雜貨輸出組合	一九〇ノ二	硫酸ニツケル及硫酸ニツケ ルアムモニウム	同右
一五九	石炭酸	同右	一九四	アセトン	同右
一六〇	枸橼酸	同右	一九五	フォルマリン	同右
一六三	無水アムモニア	日本工業藥品輸出組合	一九七	酒精	同右
一六四	苛性曹達及苛性加里	同右	一九八	グリセリン	同右
一六五	曹達灰及天然曹達	同右	二〇四	ナフタリン	同右
一六六	重炭酸曹達	日本南洋雜貨輸出組合	二〇五	龍腦、艾片及人造龍腦	日本南洋雜貨輸出組合
一六七	過酸化曹達	日本工業藥品輸出組合	二〇六ノ内	サリチール酸曹達	同右
一六九	硫酸曹達	同右	二〇七	ペンゾール、トリユーオル、 サイロール、ソルベン、トナ バゾール、クレスラセン、カ 其ノ他別號ニ掲ゲザルコ ルタル分留物(キシレノ ールヲ除ク)	同右
一七〇	硼酸曹達(硼砂)	同右			
一七一	硅酸曹達	同右			
一七二	クロール酸曹達	同右			
一七七	重クロールム酸加里及クロ ム酸曹達	同右			
一七七ノ二	過滿俺酸加里	同右			
一八〇	炭酸マグネシウム	同右	二〇八	コイルタル分留物ヨリ誘 導シタル化學的生成品(ペ ンゾール、ハイド、ナイトロ ペンゾール、外ノ香料、石炭 酸、サリチール酸、安息 ライト、及醫藥ヲ除ク)安息 香酸、クロラミン、デオキ シアントラキノン、フェノ イルフタレイン、オキシナ フトエ酸及其ノ誘導體並ニ 不溶性アゾ染料ヲ除ク)	同右
一八一	鹽化バリウム	同右			
一八一ノ二	過酸化バリウム	同右			
一八一ノ三	過酸化水素	同右			

- 二〇八ノ内 オキシナフトエ酸及其ノ誘導體並ニ不溶性アゾ染料 日本合成染料輸出組合
- 二二二 齒磨粉、齒洗薬、化粧粉其ノ他別號ニ掲ゲザル調製薬 日本南洋雜貨輸出組合
- 二二三 線香 日本除蟲菊輸出組合
- 二二四 殺蟲粉 同右
- 二二七ノ内 繻帶 織維製品輸出振興株式會社
- 二二九ノ内 炭酸ソーダ、晒粉、液體鹽素、鹽酸、硫酸、蟻酸、炭酸石灰、硫酸ソーダ、亞砒酸、次亜硫酸ソーダ、亞砒酸、明礬、鹽化石灰、砒酸石灰、砒酸鉛、硫酸銅及鹽化亞鉛 日本工業藥品輸出組合
- 二二九ノ内 硝酸、苦汁及カーバイド 日本南洋雜貨輸出組合
- 二二九ノ内 薄荷腦(薄荷玉ヲ含ム) 日本薄荷輸出組合
- 二二九ノ内 除蟲菊 日本除蟲菊輸出組合
- 二三〇 藥材、化學薬及製薬ノ調製品(別號ニ掲ゲザルモノ) 日本南洋雜貨輸出組合
- 二三一 爆發薬 同右
- 二四三 別號ニ掲ゲザル合成染料 日本合成染料輸出組合
- 二四九 鉛白、鉛丹及リサージ 日本南洋雜貨輸出組合
- 二五〇 亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛) 同右
- 二五〇ノ二 硫酸バリウム 同右
- 二五〇ノ三 リソボン 同右
- 二五〇ノ四 酸化チタニウム 同右
- 二五七 ヴァニシユ 同右
- 二五八ノ二 コールタール 同右
- 二五九 ビツチ及アスファルト 同右
- 二五九ノ二 コールタール、ビツチ又ハアスファルトノ製品ニシテ道路修築用ノモノ 同右
- 二六〇 靴墨 日本貿易振興株式會社
- 二六一 鉛筆 同右
- 二六二 インキ 同右
- 二六六 ベーント 日本南洋雜貨輸出組合
- 二六九 別號ニ掲ゲザル染料及顔料(染料ヲ除ク) 同右
- 二六九ノ内 染料 日本合成染料輸出組合
- 二七〇 別號ニ掲ゲザル塗料 日本南洋雜貨輸出組合
- 二七二 綿織絲(別號ニ掲ゲタル特殊綿織絲ヲ除ク) 日本綿糸布南洋輸出組合
- 二七二ノ三 特殊綿織絲 同右
- 二七三 綿絲及長十メートルノ重量三グラムヲ超エザル綿線 同右
- 二八三 毛織絲 日本毛織物輸出組合
- 二八四 毛織絲(毛ノ含有量一割未満ノモノヲ除ク) 同右
- 二八四ノ内 毛織絲(毛ノ含有量一割日本綿糸布南洋輸出組合)
- 二八七 生絲(撚リタルモノヲ含ム) 日本南洋雜貨輸出組合

- 二八八 紡績綿織絲 日本絹人絹糸布輸出組合聯合會所屬組合
- 二八九 絹絲 織維製品輸出振興株式會社
- 二九〇ノ内 人造絹絲ノ内織絲 日本絹人絹糸布輸出組合聯合會所屬組合
- 二九〇ノ内 ステープル・ファイバールノ内織絲 日本ステープル・ファイバール輸出組合
- 二九〇ノ内 人造絹絲及ステープル・ファイバール絲(織絲ヲ除ク) 織維製品輸出振興株式會社
- 二九〇ノ内 ステープル・ファイバール 日本ステープル・ファイバール輸出組合
- 二九一ノ内 綿ヲ混ヘタル織絲(人造絹、ステープル・ファイバール、毛又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク) 日本綿糸布南洋輸出組合
- 二九一ノ内 人造絹ヲ混ヘタル織絲(ステープル・ファイバール、毛又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク) 日本絹人絹糸布輸出組合聯合會所屬組合
- 二九一ノ内 ステープル・ファイバールヲ混ヘタル織絲(毛又ハ麻ヲ混ヘタルモノヲ除ク) 日本ステープル・ファイバール輸出組合
- 二九一ノ内 毛又ハ麻ヲ混ヘタル織絲 日本毛織物輸出組合
- 二九二 別號ニ掲ゲザル絲(人造テグスヲ除ク) 織維製品輸出振興株式會社
- 二九二ノ内 人造テグス 日本貿易振興株式會社
- 二九六 別號ニ掲ゲザル線、繩索、組紐及組繩 織維製品輸出振興株式會社
- 二九六ノ内 別號ニ掲ゲザル線、繩索、組紐及組繩 織維製品輸出振興株式會社
- 二九八 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黄麻ノ織物、其ノ交織物及此等ノ織維ト綿トノ交織物(タオル地ノモノヲ除ク) 日本毛織物輸出組合
- 二九八ノ内 亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黄麻ノ織物、其ノ交織物及此等ノ織維ト綿トノ交織物(タオル地ノモノヲ除ク) 日本毛織物輸出組合
- 二九九ノ内 タオル地ノモノ 織維製品輸出振興株式會社
- 三〇一 毛織物、毛織交織物及毛又ハ毛綿ト綿トノ交織物(タオル地及毛布地ノモノヲ除ク) 日本毛織物輸出組合
- 三〇一ノ内 タオル地及毛布地ノモノ 織維製品輸出振興株式會社

三〇三	絹織物及別號ニ掲ゲザル絹入ノ織物(タオル地及毛布地ノモノ並ニ麻又ハ毛麻ト人造絹又ハステープル・フアイバートノ交織物ヲ除ク)	日本絹人絹糸布輸出組合聯合會所屬組合	三二六	ルーフイングカンヴァス	同右
三〇三ノ内	タオル地及毛布地ノモノ	織維製品輸出振興株式會社	三二七	タードカンヴァス	同右
三〇三ノ内	麻又ハ毛麻ト人造絹又ハステープル・フアイバートノ交織物	日本毛織物輸出組合	三二八	金剛砂布(硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム)	同右
三〇四ノ内	綿ト他ノ織維トノ交織布	日本綿糸布南洋輸出組合	三二九	防水布(護謄ヲ塗り又ハ挿入シタルモノ)	護謄製品輸出振興株式會社
三〇四ノ内	毛ト絹及絹以外ノ織維トノ交織布並ニ麻ト絹以外ノ織維トノ交織布	日本毛織物輸出組合	三三〇	護謄入布及護謄紐類	織維製品輸出振興株式會社
三〇五	メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛(起毛シタルト否トヲ別タズ)	織維製品輸出振興株式會社	三三二	ランプ心	同右
三〇六	レース地及網地	同右	三三三	タイプライターリボン	同右
三〇七	フェルト地	日本毛織物輸出組合	三三四	手巾(單製ノモノ)	同右
三〇八	刺繡布	織維製品輸出振興株式會社	三三五	浴巾(單製ノモノ)	同右
三〇九	ブックバインダースクロース	日本貿易振興株式會社	三二六	ブランケット(單製ノモノ)	同右
三一〇	トレーシングクロス	同右	三二七	旅氈(單製ノモノ)	同右
三一〇	アーチストカンヴァス	同右	三二八	地氈(單製連製ヲ別タズ)	同右
三一二	ウインドーホルランド	同右	三二九	テープルクロス(單製ノモノ)	同右
三一四	革布	同右	三三〇	簾掛	同右
三一五	牀用油布及リノリウム	同右	三三一	トリムミング	同右

三三五ノ内	護謄引布製ノモノ	護謄製品輸出振興株式會社	三四五	シャツ、フロンツ、カライ及カフス(セリユロイド製ノモノヲ除ク)	織維製品輸出振興株式會社
三三六	ベッドクイトル及クツシヨ	織維製品輸出振興株式會社	三四五ノ内	フロンツ、カライ及カフス(セリユロイド製ノモノ)	式會社
三三七	ホース及機械用ベルチング(織製ノモノ)(護謄ヲ用ヒタルモノヲ除ク)	同右	三四六	肌衣(上下ヲ別タズ)(故ノモノヲ除ク)	織維製品輸出振興株式會社
三三七ノ内	護謄ヲ用ヒタルモノ	護謄製品輸出振興株式會社	三四七	手袋(革製及護謄製ノモノヲ除ク)	同右
三三八	瀧過囊	織維製品輸出振興株式會社	三四七ノ内	革製ノモノ	日本皮革製品輸出組合
三四二ノ内	紙布及ベタリシククロス	同右	三四七ノ内	護謄製ノモノ	護謄製品輸出振興株式會社
三四三	別號ニ掲ゲザル布帛製品(故ノモノヲ除ク)(革布製及護謄引布製ノモノ並ニ自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同ハンドルカバ、同フレーム卷ヲ除ク)	同右	三四八	足袋	織維製品輸出振興株式會社
三四三ノ内	革布製ノモノ(自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同ハンドルカバ、同フレーム卷ヲ除ク)	日本貿易振興株式會社	三四九	肩掛及襟卷(毛皮製、毛皮付、羽毛製及羽毛入ノモノヲ除ク)	同右
三四三ノ内	護謄引布製ノモノ(自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同フレーム卷ヲ除ク)	護謄製品輸出振興株式會社	三四九ノ内	毛皮製及毛皮付ノモノ	日本毛皮輸出組合
三四三ノ内	自轉車用リムテープ、同サドルカバ、同ハンドルカバ、同フレーム卷	日本輸出自轉車販賣株式會社	三四九ノ内	羽毛製及羽毛入ノモノ	日本南洋雜貨輸出組合
三四四	雨衣(護謄引布製ノモノヲ除ク)	織維製品輸出振興株式會社	三五〇	襟飾	織維製品輸出振興株式會社
三四四ノ内	護謄引布製ノモノ	護謄製品輸出振興株式會社	三五一	榜釣(革製ノモノヲ除ク)	同右
			三五一ノ内	革製ノモノ	日本皮革製品輸出組合
			三五二	衣服用ベルト(布帛製、フエルト製、革製、護謄製、セリユロイド製及類似可塑物製ノモノヲ除ク)	日本南洋雜貨輸出組合
			三五二ノ内	布帛製及フエルト製ノモノ	織維製品輸出振興株式會社
			三五二ノ内	革製ノモノ	日本皮革製品輸出組合

三五二ノ内 護謨製ノモノ 護謨製品輸出振興株式會社
 三五二ノ内 セリエロイド製及類似可塑物製ノモノ セルロイド輸出振興株式會社
 三五三 スリーヴサスペンダー及ストッキングサスペンダー類(金屬製ノモノヲ除ク) 織維製品輸出振興株式會社
 三五三ノ内 金屬製ノモノ 日本南洋雜貨輸出組合
 三五四 帽子及帽體(金屬製及護謨製ノモノヲ除ク) 織維製品輸出振興株式會社
 三五四ノ内 金屬製ノモノ 日本南洋雜貨輸出組合
 三五四ノ内 護謨製ノモノ 護謨製品輸出振興株式會社
 三五五 靴其ノ他ノ履物(布帛製、フェルト製、メリヤス製、革製、革底、護謨製及護謨底ノモノヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
 三五五ノ内 布帛製、フェルト製及メリヤス製ノモノ(革底及護謨底ノモノヲ除ク) 織維製品輸出振興株式會社
 三五五ノ内 革製ノモノ及布帛製又ハフェルト製ニシテ革底ノモノ 日本皮革製品輸出組合
 三五五ノ内 護謨製ノモノ及布帛製ニシテ護謨底ノモノ 護謨製品輸出振興株式會社
 三五六 靴紐(革製ノモノヲ除ク) 織維製品輸出振興株式會社
 三五六ノ内 革製ノモノ 日本皮革製品輸出組合
 三五七 鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ贗甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク) 陶磁器製、硝子製、セリエロイド製、類似可塑物製、貝製及アイヴオリナット製ノモノヲ除ク) 日本貿易振興株式會社

三五七ノ内 陶磁器製ノモノ 大日本陶磁器輸出組合
 三五七ノ内 硝子製ノモノ 硝子製品輸出振興株式會社
 三五七ノ内 セリエロイド製及類似可塑物製ノモノ セルロイド輸出振興株式會社
 三五七ノ内 貝製及アイヴオリナット製ノモノ 日本南洋雜貨輸出組合
 三五八 パツクル、フツク及アイ類(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ贗甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク) 陶磁器製、硝子製、セリエロイド製及類似可塑物製ノモノ 日本貿易振興株式會社
 三五八ノ内 陶磁器製ノモノ 大日本陶磁器輸出組合
 三五八ノ内 硝子製ノモノ 硝子製品輸出振興株式會社
 三五八ノ内 セリエロイド製及類似可塑物製ノモノ セルロイド輸出振興株式會社
 三五九 身邊粧飾用細貨類(陶磁器製、硝子製、セリエロイド製及類似可塑物製ノモノヲ除ク) 日本貿易振興株式會社
 三五九ノ内 陶磁器製ノモノ 大日本陶磁器輸出組合
 三五九ノ内 硝子製ノモノ 硝子製品輸出振興株式會社
 三五九ノ内 セリエロイド製及類似可塑物製ノモノ セルロイド輸出振興株式會社

三六〇ノ内 布帛製、フェルト製、メリヤス製及絲製ノモノ並ニ帽子ノ附屬品及同部分品(故ノモノヲ除ク) 織維製品輸出振興株式會社
 三六〇ノ内 護謨製ノモノ 護謨製品輸出振興株式會社
 三六〇ノ内 皮革製ノモノ 日本皮革製品輸出組合
 三六二 印刷料紙 日本貿易振興株式會社
 三六三 筆記用紙 同右
 三六四 圖畫用紙 同右
 三六五 プロツチングペーパー 同右
 三六七 包装用紙及燐寸用紙(チツシユーパーヲ除ク) 同右
 三六八 煙草用紙 同右
 三六九 壁紙 同右
 三七〇 板紙 同右
 三七二 模造日本紙及チツシユーパー 同右
 三七三 模造羊皮紙、パラフィンペーパー及ワツクスペーパー 同右
 三七四 トレーシングペーパー 同右
 三七五 リソトランスフーパー 同右
 三七六 油紙 同右
 三七七 窓硝子用ガラスペーパー 同右
 三七八 別號ニ掲ゲザル紙 同右

三七九 ペーパー、レース及ペーパー 同右
 三八〇 白紙帳簿 同右
 三八二 書狀用紙(箱入ノモノ) 同右
 三八三 封筒 同右
 三八四 アルバム 同右
 三八六 寫眞用ペライタペーパー、鶏卵紙及感光紙 同右
 三八七 カーパーンペーパー 同右
 三九〇 骨牌 同右
 三九五 カードカレンダー及プロツクカレンダー 同右
 三九五 クリスマスカード類(セリエロイド製及類似可塑物製ノモノヲ除ク) 同右
 三九五ノ内 セリエロイド製及類似可塑物製ノモノ 同右
 四〇一 別號ニ掲ゲザル紙製品及パルプ製品(自轉車用轉寫マーカーヲ除ク) 日本貿易振興株式會社
 四〇一ノ内 自轉車用轉寫マーカー 日本輸出自轉車販賣株式會社
 四二九 石炭 日本南洋雜貨輸出組合
 四三二 ポートランドセメント、ロマンセメント、ブゾラナセメント其ノ他類似ノ水硬セメント 日本セメント輸出組合
 四三三 セメント製品 日本南洋雜貨輸出組合

四三六 煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク) 大日本陶磁器輸出組合
 四三七 瓦(粘土製ノモノ) 同右
 四三八 耐火性粘土製品(別號ニ掲ゲザルモノ) 同右
 四三九 別號ニ掲ゲザル陶磁器 同右
 四四二 硝子粉 硝子製品輸出振興株式會社
 四四三 硝子棒及硝子管 同右
 四四四 硝子板 日本南洋雜貨輸出組合
 四四五 金屬ノ線又ハ網ヲ入レタル硝子板 同右
 四四八 眼鏡用硝子(鑄タルモノ又ハ切リタルモノ) 硝子製品輸出振興株式會社
 四五二 寫眞用乾板 同右
 四五三 眼鏡 同右
 四五四 硝子鏡 同右
 四五五 硝子珠玉及硝子珠(模造貴石、模造金屬、模造眞珠、模造珊瑚等ノ硝子珠玉ヲ含ム) 模造眞珠及和泉玉ヲ除ク 同右
 四五五ノ内 模造眞珠及和泉玉 日本貿易振興株式會社
 四五七 別號ニ掲ゲザル硝子製品(魔法罐ヲ除ク) 硝子製品輸出振興株式會社
 四五七ノ内 魔法罐 日本貿易振興株式會社
 四六二 鐵(別號ニ掲ゲザル特殊鋼ヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合

四六二ノ二 特殊鋼 同右
 四六二ノ三 鐵ノ筒及管 同右
 四六三 アルミニウム及アルミニウム合金 同右
 二 條、竿及板 日本貿易振興株式會社
 三 線及管 同右
 四 箔 同右
 四六三ノ二 マグネシウム及マグネシウム合金 日本南洋雜貨輸出組合
 四六四 銅 同右
 一 塊及錠 同右
 二 板 日本貿易振興株式會社
 三 茶鉛 同右
 四 線、紐及帶 同右
 五 管 同右
 錫 同右
 一 塊及錠 日本南洋雜貨輸出組合
 二 板、線及管 日本貿易振興株式會社
 三 箔 同右
 一 塊、錠及粒 日本南洋雜貨輸出組合
 二 板 日本貿易振興株式會社
 三 線及管 同右

四七一 眞鍮及青銅 日本南洋雜貨輸出組合
 四七三 鐵(金銀鐵ヲ除ク) 日本貿易振興株式會社
 四七六 前記ノ金銀ニシテ別號ニ掲ゲザル形狀ノモノ及別號ニ掲ゲザル金屬 日本南洋雜貨輸出組合
 一 鐵釘 同右
 二 銅釘 日本貿易振興株式會社
 三 ウッドスクリユー(鐵製ノモノ) 日本南洋雜貨輸出組合
 四 ウッドスクリユー(眞鍮製又ハ青銅製ノモノ) 日本貿易振興株式會社
 五 ポールト、ナット及ワッシャー(鐵製ノモノ) 日本南洋雜貨輸出組合
 六 鐵リヴエツト 同右
 七 ドッグスパイク(鐵製ノモノ) 同右
 八 プーツプロテクタ(鐵製ノモノ) 同右
 九 其ノ他 同右
 金屬網 日本貿易振興株式會社
 リヴエツテツドチユーブ(鐵製ノモノ) 日本南洋雜貨輸出組合
 フレキシブルチユーブ 同右

四八二 鐵道建設用材料(別號ニ掲ゲザルモノ) 同右
 四八四 家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ建設資材(別號ニ掲ゲザルモノ) 同右
 四八四ノ二 天井、壁等ニ用ヒル金屬板(珞瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルベイント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗リタルモノ) 日本貿易振興株式會社
 四八五ノ二 壓搾瓦斯填充用鐵製シリンドラー 日本南洋雜貨輸出組合
 四八六 絶緣電線 同右
 四八九 鏈(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用ノモノヲ除ク) 同右
 四八九ノ内 自轉車用ノモノ 日本輸出自轉車販賣株式會社
 四九〇 機械用チエーンベルチング 日本南洋雜貨輸出組合
 四九一 懷中時計用鏈、眼鏡用鏈其ノ他身邊粧飾用鏈 日本貿易振興株式會社
 四九二 コック及ヴァルヴ類(貴金屬ヲ用ヒタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
 四九三 蝶鍊、ハットフック及戸、窓、家具等ニ用ヒル金具 日本貿易振興株式會社
 四九四 鎖及輪(自轉車用ノモノヲ除ク) 同右
 四九四ノ内 自轉車用ノモノ 日本輸出自轉車販賣株式會社
 四九六ノ内 工匠具(電氣半田鍍及スリッヂ捻轉器ヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合

四九六ノ内 電氣半田鍍及スリッソ捻轉器 日本貿易振興株式會社
 四九六ノ内 農具及同部分品 大日本農機具輸出組合
 四九七 ドリル、ビット、リーマー及スクリエータツブ(柄又ハ梓ヲ有セザルモノ) 日本工作機械輸出組合
 四九八 スクリュージャツク 日本南洋雜貨輸出組合
 四九九 叉物(別號ニ掲ゲザルモノ) 日本貿易振興株式會社
 五〇〇 ティブルフオーク及スプーシ 同右
 五〇一 コルクスクリエー 日本南洋雜貨輸出組合
 五〇五 縫針、編針、留針類(身邊粧飾用ノモノヲ除ク) 日本貿易振興株式會社
 五〇六 筆嘴 同右
 五〇八 呼鈴及車用警鈴(電鈴、電氣ブザー及車輛用電氣サイレン並ニ自轉車ベル、同ラツパ、同タイヤールサイレン、同タクシヨンホーン及同リムホーンヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
 五〇八ノ内 電鈴、電氣ブザー及車輛用電氣サイレン 日本貿易振興株式會社
 五〇八ノ内 自轉車ベル、同ラツパ、同タイヤールサイレン、同タクシヨンホーン及同リムホーン 日本輸出自轉車販賣株式會社
 五〇九 自轉車用哨筒 同右
 五〇九ノ二 消火器 日本南洋雜貨輸出組合
 五一二 アイスクリームフリーザー 同右

五一五 電氣ストーブ、電氣鍍其ノ他類似ノ電熱器 日本貿易振興株式會社
 五一九 ナムパリーリングマシン、デパーチングマシン、チエツクパーフオレクター、ペンシナルシャイプナリ其ノ他類似ノモノ及同部分品 日本南洋雜貨輸出組合
 五二一ノ内 自轉車用マーク 日本輸出自轉車販賣株式會社
 五二二 銅製品、眞鍮製品及青銅製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マークヲ除ク) 日本貿易振興株式會社
 五二二ノ内 自轉車用マーク 日本輸出自轉車販賣株式會社
 五二三 アルミニウム製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(自轉車用マークヲ除ク) 日本貿易振興株式會社
 五二三ノ内 自轉車用マーク 日本輸出自轉車販賣株式會社
 五二四 鐵製品(別號ニ掲ゲザルモノ)(洋傘骨、瑛瑛ヲ施シタルモノ及自轉車用マークヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
 五二四ノ内 洋傘骨及瑛瑛ヲ施シタルモノ 日本貿易振興株式會社
 五二四ノ内 自轉車用マーク 日本輸出自轉車販賣株式會社
 五二五 別號ニ掲ゲザル金屬製品(接地抵抗板、同棒、可熔筒及自轉車用マークヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
 五二五ノ内 接地抵抗板、同棒及可熔筒 日本貿易振興株式會社

五二五ノ内 自轉車用マーク 日本輸出自轉車販賣株式會社
 五二六 懷中時計 日本南洋雜貨輸出組合
 五二七 懷中時計部分品 同右
 五二八 置時計及掛時計 同右
 五二八ノ二 電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム) 日本貿易振興株式會社
 五二九 ウオッチマンズクロック其ノ他時刻ヲ記録スル時計(タイムレコーダーヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
 五二九ノ内 タイムレコーダー 日本貿易振興株式會社
 五三〇 置時計、掛時計、電氣時計、タワック、クロック及ウオッチマンズクロック其ノ他時刻ヲ記録スル時計部分品(電氣時計部分品及タイムレコーダー部分品ヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
 五三〇ノ内 電氣時計部分品及タイムレコーダー部分品 日本貿易振興株式會社
 五四一 寒暖計 日本南洋雜貨輸出組合
 五四五 壓力計(ヴァキユアムゲージヲ含ム) 同右
 五四七 電池 日本貿易振興株式會社
 五四八 電池部分品(電氣用カーボンヲ除ク) 同右
 五四九ノ内 電氣按摩器(ヴァイブレターヲ含ム)、電氣溫療法器、電氣溫灸器、電氣紫外線治療器(ラヂオレイヤヲ含ム)、電氣赤外線治療器、電氣オゾン發生器及超短波電氣治療器 同右

五四九ノ内 陶磁器製ノモノ 大日本陶磁器輸出組合
 五五〇ノ二 金錢登錄機、計算機其ノ他類似ノモノ及同部分品 日本南洋雜貨輸出組合
 五五一 理化學器及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)(陶磁器製ノモノヲ除ク) 同右
 五五一ノ内 陶磁器製ノモノ 大日本陶磁器輸出組合
 五五三 寫眞器 日本貿易振興株式會社
 五五四 寫眞器部分品 同右
 五五五 蓄音器 同右
 五五六 蓄音器部分品及附屬品 同右
 五五九 電信機、電話機及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ) 日本電氣機械輸出組合
 五六三 自動車 日本自動車輸出組合
 五六四 自動車部分品(原動力機ヲ除ク)(タイヤー及チユープヲ除ク) 同右
 五六四ノ内 タイヤー及チユープ 護謄製品輸出振興株式會社
 五六五 自轉車(サイドカーニ付テハ分離シテ第五百六十六號ヲ適用ス) 日本自動車輸出組合
 一 モーターサイクル 日本輸出自轉車販賣株式會社
 二 其ノ他 日本輸出自轉車販賣株式會社
 五六六 自轉車部分品(原動力機及鍵ヲ除ク) 同右

- 五六七 別號ニ掲ゲザル車輛及同部
分品(護謄製ノモノヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
護謄製ノモノ 護謄製品輸出振興株式
會社
- 五六七ノ内 護謄製ノモノ 護謄製品輸出振興株式
會社
- 五七九 發電機、電動機、廻轉變流
機、周波數變換機、廻轉變
相機及發電機 日本電氣機械輸出組合
- 五七九ノ二 變壓機 同右
- 五八〇 原動力機ト結合シタル發電
機 同右
- 五八八 縫衣機 日本南洋雜貨輸出組合
- 五八九 縫衣機部分品及附屬品(針
ヲ除ク) 同右
- 五九三 送風機 日本電氣機械輸出組合
- 五九六ノ内 金屬工機械 日本工作機械輸出組合
- 五九六ノ内 木工機械 日本南洋雜貨輸出組合
- 五九七 紡績機械、紡績準備機械、
紡績絲整理機械、織布準備
機械及撚絲製造機械 日本纖維機械輸出組合
- 五九八 織布機 同右
- 五九九 織布整理機械 同右
- 六〇〇 メリヤス機械 同右
- 六〇三 印刷機械 日本南洋雜貨輸出組合
- 六〇五ノ内 直徑八分ノ一吋ヨリ十六分
ノ五吋迄ノベアリングボ
ール 日本輸出自動車販賣株
式會社
- 六〇五ノ内 木製ノ紡績用及撚絲用ボ
ール 日本貿易振興株式會社
- 六〇五ノ内 航空機用タイヤ及チエー
プ 護謄製品輸出振興株式
會社
- 六〇八 麥稈、粟、バナマストロ
イ、椰葉、藁、葦、蔓、楊
條其ノ他類似ノモノ 日本南洋雜貨輸出組合
- 六一一 コルク及コルク製品 日本貿易振興株式會社
- 六一二 木材(合板ヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
- 六一二ノ内 合板 日本合板輸出組合
- 六一二ノ二 包裝用ノ箱、樽等ニ仕組
ミタル板 日本合板輸出組合
- 一 合板製ノモノ 日本合板輸出組合
- 二 其ノ他ノ内 包裝用ノ
箱ニ仕組ミタル板 日本輸出木箱統制株式
會社
- 三 其ノ他ノ内樽等ニ仕組
ミタル板 日本南洋雜貨輸出組合
- 六二一 製帽用眞田 纖維製品輸出振興株式
會社
- 六二二 蓆(布帛ニ使用スル纖維以
外ノ植物性材料ヲ以テ製シ
タルモノ)(花筵、疊表、野
草筵、圓座及角マツトヲ除
ク) 日本南洋雜貨輸出組合
- 六二二ノ内 花筵、疊表、重草筵、圓座
及角マツト 纖維製品輸出振興株式
會社
- 六二三 麥稈、粟、バナマストロ
イ、椰葉、藁、葦、竹、籐
蔓、楊條其ノ他類似ノモノ
ノ製品(別號ニ掲ゲザルモ
ノ)(竹製品ヲ除ク) 日本南洋雜貨輸出組合
- 六二三ノ内 竹製品 日本貿易振興株式會社

- 六二四 傘柄、杖、鞭及其ノ手(硝
子製、陶磁器製及護謄製杖
ノモノ並ニセリユロイド製
及類似可塑物製ノモノヲ除
ク) 同右
- 六二四ノ内 硝子製ノモノ 硝子製品輸出振興株式
會社
- 六二四ノ内 陶磁器製ノモノ 大日本陶磁器輸出組合
聯合會所屬組合
- 六二四ノ内 護謄製ノモノ 護謄製品輸出振興株式
會社
- 六二四ノ内 セリユロイド製及類似可塑
物製ノモノ セルロイド輸出振興株
式會社
- 六二五 傘 一 絹製又ハ絹入ノモノ 纖維製品輸出振興株式
會社
- 二 紙製ノモノ 日本貿易振興株式會社
- 三 其ノ他(綿製ノモノヲ
除ク) 纖維製品輸出振興株式
會社
- 三 其ノ他ノ内 綿製ノモノ 日本貿易振興株式會社
- 六二六 木製品(別號ニ掲ケザルモ
ノ)(唐草織、木箱、ブラツ
シュ用ハンドル及同ブラツ
クヲ除ク) 同右
- 六二六ノ内 唐草織 纖維製品輸出振興株式
會社
- 六二六ノ内 木箱(合板製ノモノ) 日本合板輸出組合
- 六二六ノ内 ブラツシュ用ハンドル及同
ブラツク 日本刷子輸出組合

- 六二九 内徑二耗長二米ヲ超エザル
管 日本輸出自動車販賣株
式會社
- 六二九ノ内 エポナイト質電氣器具及電
氣絶緣用エポナイト 日本貿易振興株式會社
- 六三二 セリユロイド及同製品(別
號ニ掲ゲザルモノ) セルロイド輸出振興株
式會社
- 六三四 ブラツシュ及帚 日本刷子輸出組合
- 六三五 ラムプ、提燈及同部分品
(自動車用石油ラムプ並ニ
ヤン製ノモノヲ除ク) 日本貿易振興株式會社
- 六三五ノ内 自動車用石油ラムプ 日本輸出自動車販賣株
式會社
- 六三六 布帛製、メリヤス製及リリ
ヤン製ノモノ(スタンフト
組合セノモノヲ除ク) 纖維製品輸出振興株式
會社
- 六三八 寫眞用フィルム 日本南洋雜貨輸出組合
- 六三六 造花(模造ノ葉、果實等ヲ
含ム)及同部分品 日本貿易振興株式會社
- 六四〇 ビリヤード、テニス、クリ
ツケット、象棋其ノ他ノ遊
戲具及同附屬品(布帛製、
フェルト製、メリヤス製、
纖維製、セリユロイド製、
類似可塑物製及護謄製ノモ
ノヲ除ク) 日本貿易振興株式會社

- 六四〇ノ内 布帛製、フェルト製、メリヤス製及纖維製モノノ 纖維製品輸出振興株式會社
- 六四〇ノ内 セリユロイド製及類似可製モノノ 纖維製品輸出振興株式會社
- 六四〇ノ内 護謨製モノノ 護謨製品輸出振興株式會社
- 六四一 器具(硝子製、陶磁器製、製謨製、セリユロイド製、類似可製物製、布帛製、フェルト製、メリヤス製、繊維製、モール製及纖維製モノノヲ除ク) 日本貿易振興株式會社

- 六四一ノ内 硝子製モノノ 硝子製品輸出振興株式會社
- 六四一ノ内 陶磁器製モノノ 大日本陶磁器輸出組合聯合會所屬組合
- 六四一ノ内 護謨製モノノ 護謨製品輸出振興株式會社
- 六四一ノ内 セリユロイド製及類似可製モノノ 纖維製品輸出振興株式會社
- 六四一ノ内 布帛製、フェルト製、メリヤス製、絲製、モール製及纖維製モノノ 纖維製品輸出振興株式會社

- 六四一ノ内 別號ニ掲ゲザル物製(チツソロイド生地、ベークライト製又ハ合成樹脂製電氣器具及同部分品、表示器、雜音防止器、スキツ、ブラグ・ローゼット、コンセン・ト・コンネクター、カウツアウト・ホルダー其ノ他配線用モノ、セロファン、萬年筆、ペン軸竝ニスライド・フラスナーヲ除ク)

六四七

- 六四七ノ内 チツソロイド生地 セリユロイド輸出振興株式會社
- 六四七ノ内 ベークライト製又ハ合成樹脂製電氣器具及同部分品、表示器、雜音防止器、スキツ、ブラグ・ローゼット、コンセン・ト・コンネクター、カウツアウト・ホルダー其ノ他配線用モノ、セロファン、萬年筆竝ニペン軸
- 六四七ノ内 スライド・フラスナー 日本スライド・フラスナー輸出振興株式會社

商工省告示第二十五條

貿易組合法施行規則第三十一條ノ規定ニ依リ左ノ通定メ昭和十五年八月商工省告示第四百二十八號ハ之ヲ廢止ス
昭和十六年一月十八日

商工大臣 小林 一三

日本南洋雜貨輸出組合ノ地區(内地一圓)内ニ於テ英領香港、澳門比律賓、佛領印度支那、海峽殖民地並ニ馬來聯邦州及非聯邦州ニ左記物品以外ノ物品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者ハ該組合ノ定ムル統制(取引ニ關スル統制、輸出取締、輸出手續及統制料ニ關スル事項)ニ從フベシ但シ昭和十六年一月商工省告示第十一號ニ掲グル物品ヲ佛領印度支那ニ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一、植物中百合根

- 二、穀物、澱粉類及種子中 青豌豆、菜豆及小麥粉
- 三、飲食物中 茶、砂糖、昆布、鱈鱈、乾鰯、海參、乾鮑、貝柱、乾鱈、鹽鱈、鹽鱈、寒天、コンデンス・ミルク、水産罐詰、農畜産罐詰及麥酒
- 四、皮毛及同製品中 毛皮(麴羊皮、山羊皮及兔毛皮ヲ除ク)、豚毛、革類及革製品(靴紐、運動用ボール、野球具、ゴルフヘツドカバー及スキー締具中革製品ノモノ並ニ貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠又ハ珊瑚ヲ用ヒタル衣服用ベルトノ内革製モノヲ除ク)
- 五、油脂蠟及同製品中 薄荷油、亞麻子油、椰子油、落花生油、大豆油、棉子油、荳蔻油、菜種油、米糖油及化粧石鹼、洗濯石鹼、纖維工業用石鹼其ノ他ノ石鹼
- 六、藥材、化學藥、製藥及其ノ調合品中 薄荷腦及除蟲菊
- 七、絲織、繩索及同材料、布帛及同製品並ニ衣類及同附屬品中 生絲、絹織物(交織物ヲ含ム)及同製品、絹紡絲、絹織物(交織物ヲ含ム)及同製品、人造絹絲、人造絹織物(交織物ヲ含ム)及同製品、麻絲、麻織物(交織物ヲ含ム)及同製品、毛絲毛織物(交織物ヲ含ム)及同製品、ステープル・ファイバー、ステープル・ファイバー紡絲、同加工絲、ス・フ織物(交織物ヲ含ム)及同製品、メリヤス及同製品、タオル及同製品、布帛製帽子及帽體、メリヤス製帽子及帽體、フェルト製帽子及帽體、

- 八、礦物及同製品中 セメント(白色セメントクリンカー及白色セメントヲ除ク)
- 九、陶磁器中 食器、臺所用品、裝飾品、甃具其ノ他調度品、硬質陶器、タイル、陶管、瓦、煉瓦(耐火煉瓦ヲ含ム)其ノ他ノ陶磁器製品(陶磁器製度量衡器ヲ除ク)
- 一〇、ガラス製品ノ全部
- 一一、金屬製品中 農具及同部分品並ニ琺瑯鐵器
- 一二、時計、學術器、船車及機械類中
 - 電熱器類 電氣ストーブ、電氣鋸、電氣半田鎊、電氣アイロン
 - ヘアアイロン、電氣コタツ、電氣足温器、電氣七輪、電氣コンロ、電氣飯炊器、電氣釜、電氣鍋、電氣菓子燒器、電氣パン燒器、電氣厨房器、電氣湯沸器、電氣座蒲團、電氣敷布、電氣濕潤器、電氣炭、電氣マツチ及電氣火鉢
 - 小型電氣機器 電鈴、電氣ブザー及車輛用電氣サイレン
 - 電氣醫療器類 電氣按摩器(ヴァイブレーターヲ含ム)、電氣太陽燈、電氣水銀燈、電氣石英燈、電氣温罌法器、電氣温灸器
 - 電氣紫外線治療器(ラヂオレーヤヲ含ム)、電氣赤外線治療器
 - 電氣オゾン發生器及超短波電氣治療器
 - 電氣時計類 電氣時計、タイムレコーダー、電氣時計及タイムレコーダー部分品並ニ電氣クロノメーター

電池ランプ、發電ランプ類 携行ランプ、サイクルランプ（發電ランプヲ含ム）、懐中電燈、ヘッドライト、シゲナルランプ、探見電燈、集魚燈、電池ランプ及電氣提燈

電氣蓄音器類 電氣蓄音器及同部分品
蓄電池類 蓄電池、二次電池（各二〇〇アンペアアワー以内ノモノ）、充電器、整流器（各二〇キロワット以内ノモノ）、エレクトロード（電池極板）、電槽、シート、バンド其ノ他ノ蓄電池部分品（各二〇〇アンペアアワー以内ノ蓄電池又ハ二次電池用ノモノ）

乾電池類 乾電池、乾電池部分品（電氣カーボンヲ除ク）、亜鉛罐及同用板（乾電池用部分品）

配線器具類
電氣照明機器及同部分品類 電氣安全燈、電氣枝燈、手術用ランプ、ソケット、シールドホルダー、シヤンデリヤ、ブラケット、スタンド、シールド（グローブヲ含ム）及同部分品（ペンダット、チエーン、パイプ及シーリングローゼット）、電燈カバー（各陶磁器製ノモノヲ除ク）、電氣板及同寫眞用アイクランプ、照明用マキユリランプ（三〇〇ワット以内ノモノ）探照燈（一キロワット以内ノモノ）、投光器（一キロワット以内ノモノ）、ステージライト並ニネオン管

電氣絶縁材料及電氣機器材料類 エムパイヤクロス、リノテ

五ノ項中「米糠油及」ヲ「米糠油、ヒマシ油、阿列布油、カメリヤ油及石油（油槽ヲ含ム）並ニ漆蠟、蠟燭及植物性揮發油（關稅定率法別表輸入稅表番號九五 植物性揮發油ノ内 一 芳香性ノモノノ内 丙 其ノ他ノ内及二 其ノ他ノ内 乙 其ノ他ノ内ニ該當スルモノ但シ茴香油、カヤブテ油、チミアン油、白檀油、合成冬綠油及ヘノボチ油ヲ除ク）」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

六ノ項中「薄荷腦」ノ下ニ「薄荷玉ヲ含ム」、「ヲ加ヘ」及「除蟲菊」ヲ「除蟲菊、染料及燐寸」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

七ノ項中「ス・フ織物（交織物ヲ含ム）及同製品」ノ下ニ「漁網」ヲ、「護謨製品」ノ下ニ「護謨製部分品ヲ含ム」ヲ加フ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

九ノ項中「陶磁器製度量衡器ヲ除ク」ヲ「陶磁器製部分品ヲ含ミ陶磁器製度量衡器ヲ除ク」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一〇ノ項中「ガラス製品ノ全部」ノ下ニ「硝子製部分品及模造眞珠ヲ含ミ硝子板及金屬線又ハ網ヲ入レタル硝子板ヲ除ク」ヲ加フ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一一ノ項ヲ左ノ如ク改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一二、金屬製品中 銅、釘、ウツドスクリユー（眞鍮製又ハ青銅製ノモノ）、金屬網、天井、壁等ニ用ヒル金屬板（珐瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルペイント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一三、前各號ニ掲ゲザルモノノ中 人造眞珠、合板（合板及合板用單板、合板製箱並ニ合板製箱用板及其レト一組トセル釘、棧木等附屬品）、製帽用眞田及製帽用機械眞田、ゴム製品（別掲セザルモノ）、セルロイド生地、靴具（布帛製、ゴム製又ハ陶磁器製ノモノ）、刷子及刷子半製品（セルロイド製ハンドル及ブロックヲ除ク）、スライドフラスナー、電球及同部分品並ニ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

四ノ項ヲ左ノ如ク改ム
四、毛皮及同製品中 毛皮（兎毛皮ヲ除ク）、豚毛、革類及革製品

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

五ノ項中「米糠油及」ヲ「米糠油、ヒマシ油、阿列布油、カメリヤ油及石油（油槽ヲ含ム）並ニ漆蠟、蠟燭及植物性揮發油（關稅定率法別表輸入稅表番號九五 植物性揮發油ノ内 一 芳香性ノモノノ内 丙 其ノ他ノ内及二 其ノ他ノ内 乙 其ノ他ノ内ニ該當スルモノ但シ茴香油、カヤブテ油、チミアン油、白檀油、合成冬綠油及ヘノボチ油ヲ除ク）」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

六ノ項中「薄荷腦」ノ下ニ「薄荷玉ヲ含ム」、「ヲ加ヘ」及「除蟲菊」ヲ「除蟲菊、染料及燐寸」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

七ノ項中「ス・フ織物（交織物ヲ含ム）及同製品」ノ下ニ「漁網」ヲ、「護謨製品」ノ下ニ「護謨製部分品ヲ含ム」ヲ加フ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

九ノ項中「陶磁器製度量衡器ヲ除ク」ヲ「陶磁器製部分品ヲ含ミ陶磁器製度量衡器ヲ除ク」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一〇ノ項中「ガラス製品ノ全部」ノ下ニ「硝子製部分品及模造眞珠ヲ含ミ硝子板及金屬線又ハ網ヲ入レタル硝子板ヲ除ク」ヲ加フ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一一ノ項ヲ左ノ如ク改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一二、金屬製品中 銅、釘、ウツドスクリユー（眞鍮製又ハ青銅製ノモノ）、金屬網、天井、壁等ニ用ヒル金屬板（珐瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルペイント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一三、前各號ニ掲ゲザルモノノ中 人造眞珠、合板（合板及合板用單板、合板製箱並ニ合板製箱用板及其レト一組トセル釘、棧木等附屬品）、製帽用眞田及製帽用機械眞田、ゴム製品（別掲セザルモノ）、セルロイド生地、靴具（布帛製、ゴム製又ハ陶磁器製ノモノ）、刷子及刷子半製品（セルロイド製ハンドル及ブロックヲ除ク）、スライドフラスナー、電球及同部分品並ニ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

四ノ項ヲ左ノ如ク改ム
四、毛皮及同製品中 毛皮（兎毛皮ヲ除ク）、豚毛、革類及革製品

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

五ノ項中「米糠油及」ヲ「米糠油、ヒマシ油、阿列布油、カメリヤ油及石油（油槽ヲ含ム）並ニ漆蠟、蠟燭及植物性揮發油（關稅定率法別表輸入稅表番號九五 植物性揮發油ノ内 一 芳香性ノモノノ内 丙 其ノ他ノ内及二 其ノ他ノ内 乙 其ノ他ノ内ニ該當スルモノ但シ茴香油、カヤブテ油、チミアン油、白檀油、合成冬綠油及ヘノボチ油ヲ除ク）」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

六ノ項中「薄荷腦」ノ下ニ「薄荷玉ヲ含ム」、「ヲ加ヘ」及「除蟲菊」ヲ「除蟲菊、染料及燐寸」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

七ノ項中「ス・フ織物（交織物ヲ含ム）及同製品」ノ下ニ「漁網」ヲ、「護謨製品」ノ下ニ「護謨製部分品ヲ含ム」ヲ加フ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

九ノ項中「陶磁器製度量衡器ヲ除ク」ヲ「陶磁器製部分品ヲ含ミ陶磁器製度量衡器ヲ除ク」ニ改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一〇ノ項中「ガラス製品ノ全部」ノ下ニ「硝子製部分品及模造眞珠ヲ含ミ硝子板及金屬線又ハ網ヲ入レタル硝子板ヲ除ク」ヲ加フ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一一ノ項ヲ左ノ如ク改ム

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一二、金屬製品中 銅、釘、ウツドスクリユー（眞鍮製又ハ青銅製ノモノ）、金屬網、天井、壁等ニ用ヒル金屬板（珐瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルペイント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

一三、前各號ニ掲ゲザルモノノ中 人造眞珠、合板（合板及合板用單板、合板製箱並ニ合板製箱用板及其レト一組トセル釘、棧木等附屬品）、製帽用眞田及製帽用機械眞田、ゴム製品（別掲セザルモノ）、セルロイド生地、靴具（布帛製、ゴム製又ハ陶磁器製ノモノ）、刷子及刷子半製品（セルロイド製ハンドル及ブロックヲ除ク）、スライドフラスナー、電球及同部分品並ニ

電氣絶縁材料及電氣機器材料類

四ノ項ヲ左ノ如ク改ム
四、毛皮及同製品中 毛皮（兎毛皮ヲ除ク）、豚毛、革類及革製品

リタルモノ)、懐中時計用鐘、眼鏡用鐘其ノ他身邊粧飾用畫
蝶鉄、ハットフック及戸、窓、家具等ニ用ヒル金具、鎖及鑰
農具及同部分品、双物(關稅定率法別表輸入稅表番號四九九
別號ニ掲ゲザルモノ)、テーブルフォーク及スプーン、鑲口
用キヤブシニール、クラウンコルク、カートリッジケース
(金屬製ノモノ)、縫針、編針、留針類(身邊粧飾用ノモノヲ
除ク)、筆嘴、銅製品、眞鍮製品及青銅製品(關稅定率法別表
輸入稅表番號五二二 別號ニ掲ゲザルモノ)、アルミニウム
製品(關稅定率法別表輸入稅表番號五二三 別號ニ掲ゲザル
モノ)並ニ琺瑯鐵器

一、二ノ項中「自轉車及同部分品(自轉車用ゴムタイヤ及インナー
チユーブヲ含ム)」ヲ削リ同項ニ左ノ如ク加フ

車輛類 鐵道車輛類及同部分品、自動車及同部分品、モーター
サイクル及同部分品並ニ自轉車及同部分品(自轉車用ゴムタ
イヤー及インナーチユーブヲ含ム)

纖維機械類 纖維機械及同部分品
工作機械類 金屬工作機械及同部分品並ニ同附屬品
電氣機械類 電氣機械及同部分品

其ノ他ノ重工業機械及同部分品

一三ノ項中「セルロイド生地」ヲ「セルロイド生地及類似可塑物生
地並ニ同素材」ニ改メ「(布帛製、ゴム製又ハ陶磁器製ノモノ)」及

「(セルロイド製ハンドル及ブロックヲ除ク)」ヲ削リ「スライドフ
アスナー」ノ下ニ「鈕釦」ヲ加フ

【參照】

昭和十六年一月十八日商工省告示第二十五號ハ貿易組合法施行
規則第三十一條ノ規定ニ關スル件ナリ

◎日本南洋雜貨輸出組合輸出統制要綱

本年一月商工省告示第二十五號ニ依リ英領香港、澳門、比律賓、
佛領印度支那、海峽殖民地並ニ馬來聯邦州及非聯邦州ニ別記物品
以外ノ物品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲ス者カ從フヘキ日本南洋
雜貨輸出組合輸出統制要綱左ノ如シ(商工省)

一、取引ニ關スル統制ニ關スル事項

(イ)昭和十五年商工省令第六號輸出品及輸出品用原材料配給
統制規則ニ依リ商工大臣ノ指定シタル輸出品(以下指定輸出
品ト稱ス)ニ付テハ日本貿易振興株式會社ヨリ買受ケ又ハ輸
出ノ委託ヲ受ケタルモノニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得サ
ルコト

(ロ)統制ニ從フヘキ物品ヲ統制ニ從フヘキ市場ニ向ケ輸出シタ
ル後之ヲ關東州、滿洲國、中華民國及澳門ニ轉送スルコトヲ
得サルコト

(ハ)統制ニ從フヘキ物品ヲ目的地ニ輸入シタルトキハ當該地ノ
稅關又ハ帝國領事館ノ輸入證明書ヲ組合ニ提出スルコト

(ニ)統制ニ從フヘキ物品ヲ目的地ニ輸出セントスル場合ニ於テ
必要アルトキハ輸出保證金ヲ供託セシムルコトアルヘキコト
二、輸出取締ニ關スル事項

(イ)統制ニ從フヘキ物品ヲ輸出セントスルトキハ「インボイス」
價格ノ審査ヲ受クルコト

(ロ)英領香港向輸出ノ場合ハ「インボイス」價格審査ノ上輸出保
證金ヲ供託セシムルコトアルヘキコト

三、輸出手續ニ關スル事項

(イ)統制ニ從フヘキ物品ヲ輸出セントスルトキハ組合所定ノ輸
出承認申請書ニ「インボイス」及輸出檢閱申請書並ニ指定輸出
品ニ付テハ日本貿易振興株式會社ヨリ當該指定輸出品ヲ買受

ケ又ハ輸出ノ委託ヲ受ケタルコトノ證明書ヲ添附シテ組合ニ
提出シ輸出檢閱申請書ニ輸出承認印章ノ押捺ヲ受クルコト
郵便物ニテ輸出セントスルトキハ組合所定ノ輸出承認書ノ交
付ヲ受クルコト

(ロ)統制ニ從フヘキ物品ヲ輸出シタルトキハ輸出後十五日以内
ニ組合所定ノ輸出報告書ニ銀行ノ證明アル爲替報告書ヲ添附シ
テ組合ニ提出スルコト

四、統制料ニ關スル事項 組合ノ定ムル統制料ヲ納付スルコト

五、統制ニ從フヘキ物品 本年一月商工省告示第二十五號貿易組
合法施行規則第三十一條ノ規定ニ依ル告示參照ノコト

公館及貿易斡旋機關

在佛印帝國公館

在河內總領事館

Consulat Général du Japon, 76 Boulevard

Carnot, Hanoi, Tonkin, Indochine

在西貢領事館

Consulat du Japon, 24, Rue Testard, Saigon, Indochine

Japanese Chamber of Commerce

(日本商工會議所)

c/o Dainan Koosi,

No. 7, Rue Georges Guynemer, Saigon

在西貢商工省貿易通信員 加藤敏雄氏

P. O. Box 219, Saigon, Cochín-China

Cable add. KATOHTOSIO SAIGON

在西貢大阪府立貿易館通信員 松下光廣氏

20, Rue de Chaigneau, Saigon, Indochina

商業會議所

ハノイ Chamber de Commerce, 106, Rue Jules-Ferry 106, Hanoi, Tonkin

ハイフオン Chamber de Commerce, Haiphong

サイゴン Chamber de Commerce, 3, Rue Mac-Mahon, Saigon

ツーレーヌ Chamber de Commerce, Tourane, Annam

プノンペン Chamber de Commerce, Phnom-Penh, Cambodge

本邦駐在佛國公館

大使館 東京市麻布區富士見町三三

商務館事務所 東京市麴町區平河町二丁目二

領事館 神戸市神戸區北野町二丁目五二(電算合四、五〇〇)

參考書

動く大南洋の實相 南方調査會編

南進政策の再認識 飯澤章治著

佛領印度支那 太平洋協會編

佛領印度支那概観 日本印度支那協會編

世界年鑑 日本國際問題調査會

佛印事情 田澤丈夫著

大南洋圈 南洋協會

南洋年鑑 臺灣總督府

南洋(月刊)

912
180

昭和十六年五月二日印刷
昭和十六年五月七日發行

實費七十錢

大阪市北區堂島濱通二丁目
大阪商工會議所內

編輯兼 發行人 三輪輝夫

印刷人 金森照一

印刷所 大洋社

發行所 大阪商工會議所

大阪市北區堂島濱通二丁目十二番地
電話長福局(45)自一五一至一五七番
振替口座大阪八六六〇番

678.22
0.73

終